

第 222 回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年6月29日(水曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

開催場所 東京都港区海岸一丁目5番20号
東京ガスビル 2階

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件

新型コロナウイルスの感染リスクが続いております。株主の皆さまのご安全とご安心のため、本年の定時株主総会における議決権につきましては、郵送またはインターネットにより事前に行使用いただき、当日のご来場はなるべくお控えいただきますようお願い申し上げます。

東京瓦斯株式会社

証券コード：9531

株主の皆さまへ

取締役 代表執行役社長

内田 高史



株主の皆さまにおかれましては、日頃より当社グループの事業運営に対しご理解とご支援を賜り誠にありがとうございます。ご理解とご支援を賜り誠にありがとうございます。

まずは新型コロナウイルス感染症の被害に遭われた皆さまに、心よりお見舞いを申し上げます。当社グループは、今後も感染状況や社会動向を見極めながら、適切に対応してまいります。

さて、天然ガスを巡る国際動向としては、供給面ではロシア・ウクライナ問題や脱炭素化に伴う上流投資の減少などにより厳しさを増しています。他方、需要面ではアジアはもとより脱炭素を進める欧州においても移行期の重要なエネルギーと位置づけられ、期待は大きなものとなっています。現下の国際情勢は予測が困難ですが、当社グループとしては安定供給を第一義としつつ、国や関係団体とも連携を取ってLNG調達の多様化・安定化に努めてまいります。

これに限らず、当社グループは温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させるカーボンニュートラルへの潮流、そしてエネルギー市場の変動性の拡大など、急速な事業環境の変化に直面しています。こうした環境変化の中、当社グループがこれからもお客さまや社会から必要とされる企業であり続けるために、自らガバナンス・戦略・組織・経営理念を変える、という一連の変革を進めています。

具体的には、指名委員会等設置会社への移行、当社グループの経営ビジョン「Compass2030」実現のための道筋となる「Compass Action」の策定、ガス導管事業の分社化をはじめとしたホールディングス型グループ体制への移行、グループ経営理念の刷新などを行ってきました。

刷新したグループ経営理念には、「人によりそい、社会をささえ、未来をつむぐエネルギーになる。」という存在意義を掲げました。変わりゆく中でも、当社グループは、暮らし、地域、地球の未来のために皆さまとともに、とどまることなく歩み続けていきます。

株主の皆さまにおかれましては、未来の東京ガスグループにご期待いただき、末永くご支援賜りますようお願い申し上げます。

目次

招集ご通知

第222回定時株主総会招集ご通知…………… 1

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件…………… 6

第2号議案 取締役9名選任の件…………… 8

添付書類

事業報告…………… 21

連結計算書類…………… 59

計算書類…………… 61

監査報告…………… 63

(証券コード：9531)
2022年6月3日

株主の皆さまへ

東京都港区海岸一丁目5番20号

東京瓦斯株式会社

取締役 代表執行役社長 内田 高史

第222回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆さまにおかれましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第222回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日、ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、6頁以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、事前行使をいただきますようお願いいたします。

敬具

記

-
- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 日時 | 2022年6月29日(水曜日) 午前10時(受付開始 午前9時) |
| 2 | 場所 | 東京都港区海岸一丁目5番20号(東京ガスビル 2階)
(末尾の「株主総会会場ご案内」をご覧ください。) |
| 3 | 目的事項 | (1) 報告事項 第222期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類および計算書類、ならびに会計監査人および
監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役9名選任の件 |
-

4 議決権行使のご案内

(1) 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。

(2) 株主総会にご出席いただけない場合

① 郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

行使期限 2022年6月28日（火曜日）17時30分到着分まで

【議決権のお取り扱いについて】

議決権行使書用紙において、各議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

② インターネット等で議決権を行使される場合



3頁の「インターネット等による議決権行使について」をご参照のうえ、各議案の賛否をご送信ください。

行使期限 2022年6月28日（火曜日）17時30分まで

(3) 議決権の重複行使について

議決権行使が書面とインターネット等により重複して行われた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

1. 株主総会にご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を返送せず、会場受付にご提出ください。
2. 議決権の行使を委任できる代理人は、当社定款の規定に基づき、議決権を有する他の株主さま1名に限らせていただきます。代理人がご出席される際は、代理権を証する書面（委任状）、ご本人および代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
3. 次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、以下の当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご覧ください。
 - ①事業報告の「内部統制システムの整備に関する基本方針および運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」なお、①②③は監査委員会が監査報告を、②③は会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類に含まれております。
4. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類または計算書類に修正が生じた場合には、その旨を以下の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
5. 環境面への配慮から本総会より「決議通知」を電子化いたします。株主総会后に以下の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト www.tokyo-gas.co.jp/IR/stock/shm_j.html

東京ガス 株主総会



インターネット等による議決権行使について

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※【QRコード】は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

※株主総会開催日前日の2022年6月28日（火曜日）17時30分までに行っていただきますようお願い申し上げます。なお、インターネットによって複数回議決権行使をされた場合は「最後に行使されたもの」を有効な議決権行使として取り扱っていただきます。
※通信料金（電話料金）などが必要となる場合があります、これらの料金は株主さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

議決権行使に関するパソコン等の 操作方法がご不明な場合

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎ **0120-652-031** (受付時間 9:00~21:00)

上記以外の場合

三井住友信託銀行 証券代行事務センター
☎ **0120-782-031** (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

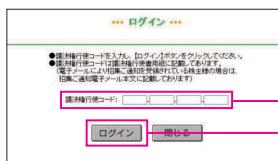
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

5 株主総会会場での注意事項

株主の皆さまへのお願い

- ・新型コロナウイルスの感染リスクが続いております。株主の皆さまのご安全とご安心のため、株主総会の議決権につきましては、郵送またはインターネットにより事前に行使いただき、当日のご来場はなるべくお控えいただきますようお願いいたします。
- ・特に、咳や発熱等の症状がある方、ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方は、株主総会へのご出席をお控えいただきますようお願いいたします。
- ・会場の座席間隔を広げることから、ご用意する席数が100席程度となる予定です。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・会場入口付近のサーモグラフィーによる体温確認のうえ、個別に検温させていただく場合がございます。なお、発熱があると認められる方、体調不良と見受けられる方には、ご入場のお控えやご退場をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご来場の株主さまにおかれましては、マスクの持参・着用とアルコール消毒にご協力をお願いいたします。

株主総会当日の運営について

- ・当社役員、スタッフはマスクを着用いたします。(議長はアクリル板を設置のうえ、マスクなしで進行いたします。)
- ・本総会においては、事業報告映像の「東京ガスグループの取り組み」は株主総会の中では放映いたしません。事前配信(次頁ご参照)をあらかじめご視聴いただくか、または、株主総会開始前の9時40分頃からの会場での放映をご視聴ください。

直前での対応方針の変更について

- ・新型コロナウイルスの感染状況の変化により、上記内容に変更がある場合は、以下の当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご来場予定の株主さまは、事前にご確認をお願いいたします。

当社ウェブサイト www.tokyo-gas.co.jp/IR/stock/shm_j.html

東京ガス 株主総会



以上

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1) 変更案第16条第2項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- (2) 変更案第16条第3項は、書面交付請求をした株主さまに交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条第2項）は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(通知)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>② 株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(通知)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>② <u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>③ <u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>(経過措置) 第1条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置) 第2条 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条第2項はなお効力を有する。</p> <p>③ 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

<補足>

株主総会資料の電子提供制度とは、株主さまに対して早期に株主総会資料を提供し、株主さまによる議案等の検討期間を十分に確保するため、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主さまに対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面でご通知する方法により、株主さまに対して株主総会資料を提供できる制度です。

当社では、次回の定時株主総会から、変更後の定款に基づいて株主総会資料を当社ウェブサイト等に掲載しますが、当面の間は、株主さまのお手元に従来どおりの招集通知をお届けする予定です。

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役9名全員が任期満了となりますので、改めて取締役9名の選任をお願いするものです。取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	備考	取締役会への出席状況
1	ひろ せ みち あき 広 瀬 道 明	取締役会長 指名委員 報酬委員	再任	100% (12/12回)
2	うち だ たか し 内 田 高 史	取締役 報酬委員 代表執行役社長	再任	100% (12/12回)
3	なか じま いさお 中 島 功	取締役 監査委員	再任	100% (12/12回) ※
4	さい とう ひと し 斎 藤 一 志	取締役 指名委員長 報酬委員	再任 社外 独立	100% (12/12回)
5	たか み かず のり 高 見 和 徳	取締役 報酬委員長 指名委員	再任 社外 独立	100% (12/12回)
6	えだ ひろ じゅん こ 枝 廣 淳 子	取締役 監査委員	再任 社外 独立	100% (12/12回)
7	いん どう ま み 引 頭 麻 実	取締役 監査委員長	再任 社外 独立	100% (12/12回)
8	おお の ひろ みち 大 野 弘 道	取締役 監査委員	再任 社外 独立	100% (12/12回) ※
9	せき ぐち ひろ ゆき 関 口 博 之	—	新任 社外 独立	

※中島功氏および大野弘道氏の両氏は、2021年4月および5月に開催した取締役会には、いずれも監査役として出席しております。

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、各社外取締役候補者と当社の間には、当社の社外取締役の独立性の判断基準（20頁参照）を超える取引はありません。

2. 当社は、各社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任について、職務の執行につき善意でかつ重過失がないときは会社法第425条第1項の定める額を限度とする契約を締結しております。各社外取締役が再任された場合、当該契約を継続する予定です。また、関口博之氏が選任された場合、同様の契約を締結する予定です。
3. 当社は、各取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約では、職務の執行について悪意または重過失がないことを条件に同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲において当社が補償することとしております。各取締役が再任された場合、当該契約を継続する予定です。また、関口博之氏が選任された場合、同様の契約を締結する予定です。
4. 当社は、保険会社との間で、各取締役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該D&O保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が支払う損害賠償金や訴訟費用等を填補することとし、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等については填補されない等の免責事由があります。各取締役候補者が選任された場合、各取締役候補者が被保険者に含まれる同様の契約を締結する予定です。
5. 各取締役候補者の略歴は、株主総会参考書類作成時点（2022年5月18日）のものであります。

候補者
番号

1

ひろ
せ
みち
あき
広 瀬 道 明

(1950年10月2日生)

再任



所有する当社株式の数
40,600株

信託型株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
4,376株

■ 略歴〔重要な兼職の状況〕

- 1974年 4月 当社入社
- 2004年 4月 同執行役員 コーポレート・コミュニケーション本部長付
- 2006年 4月 同執行役員 企画本部総合企画部長
- 2007年 4月 同常務執行役員 総合企画部、設備計画プロジェクト部、財務部、経理部、
関連事業部担当
- 2008年 4月 同常務執行役員 総合企画部、IR部、財務部、経理部、関連事業部、
ガス事業民営化プロジェクト部担当
- 2009年 4月 同常務執行役員 総合企画部、関連事業部担当
- 2009年 6月 同取締役 常務執行役員 総合企画部、広報部、関連事業部担当
- 2010年 1月 同取締役 常務執行役員 総合企画部、プロジェクト推進統括部、広報部、
関連事業部担当
- 2012年 4月 同代表取締役 副社長執行役員 リビングエネルギー本部長
- 2013年 4月 同代表取締役 副社長執行役員 リビング本部長
- 2014年 4月 同代表取締役社長 社長執行役員
- 2018年 4月 同取締役会長（現職）

■ 取締役候補者とした理由

主に企画関連の業務経験を有し、経営ビジョンの策定、グループフォーメーションの構築等を主導し、グローバルな総合エネルギー企業グループとしての体制整備に取り組んできました。現在は取締役会長を務め、コーポレート・ガバナンスの強化を推進しており、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

■ 取締役会において果たしている役割

当社代表取締役社長としての経験から経営全般に高い見識を持ち、非執行の取締役会議長として取締役会に適切に議案提供を行い、監督機能の充実が図れるよう議事運営を行っています。



所有する当社株式の数
25,300株

信託型株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
5,835株

■ 略歴〔重要な兼職の状況〕

- 1979年 4月 当社入社
- 2010年 4月 同執行役員 総合企画部長
- 2012年 4月 同常務執行役員 人事部、秘書部、コンプライアンス部、監査部担当
- 2013年 4月 同常務執行役員 資源事業本部長
- 2015年 6月 同取締役 常務執行役員 資源事業本部長
- 2016年 4月 同代表取締役 副社長執行役員 リビング本部長
- 2017年 4月 同代表取締役 副社長執行役員 リビングサービス本部長
- 2018年 4月 同代表取締役社長 社長執行役員
- 2021年 6月 同取締役 代表執行役社長（現職）

■ 取締役候補者とした理由

主に企画、資源・海外関連の業務経験を有し、近年では、電力・ガス小売全面自由化等、取り巻く環境の変化の中でさまざまな経営課題に取り組んできました。現在は代表執行役社長を務め、2019年に策定した経営ビジョン「Compass2030」の実現に向け当社グループの新たな挑戦を推進しており、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

■ 代表執行役社長として選定した理由

当社にとって今年度は、導管部門の法的分離をはじめ新たなグループ経営体制に変革する年であり、その経営体制への移行を円滑に進め、さらなる発展を遂げるため、代表執行役社長として選定いたしました。

■ 取締役会において果たしている役割

執行役を兼ねる取締役として経営ビジョンを強力に推進するとともに、取締役会が適切な監督ができるよう、執行状況について適時適切に説明を行うなど、執行役と取締役会を有機的に結び付けています。

候補者
番号

3

なか
中

じま
島

いさお
功

(1958年12月5日生)

再任



所有する当社株式の数
13,100株

信託型株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
2,187株

■ 略歴〔重要な兼職の状況〕

- 1982年4月 当社入社
- 2008年4月 同財務部長
- 2011年4月 同中支社長
- 2012年4月 同グループ体制最適化プロジェクト部長
- 2013年4月 同執行役員 リビング本部リビング企画部長
- 2015年4月 同常務執行役員 CFO、財務部、経理部、資材部、不動産計画部担当
- 2017年4月 同常務執行役員 CFO、財務部、経理部、人事部担当
- 2018年4月 同専務執行役員 CFO、財務部、経理部、人事部、資材部担当（2019年3月退任）
- 2019年6月 同常勤監査役
- 2021年6月 同取締役（現職）

■ 取締役候補者とした理由

主に財務・経理関連の業務経験を有し、CFOを務めるなど、当社の財務体質の強化および株主さま・投資家とのコミュニケーション充実に取り組んできました。現在は常勤の監査委員を務め、経営の適法性・健全性等の確保に向けた監査を担っており、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

■ 取締役会において果たしている役割

常勤の監査委員として取締役会および監査委員会への情報提供に努め、それらの実効性向上を図っています。また、経営会議への出席等を通して、社内リスク情報等の把握、内部統制システムの適切な運用の監査を担っています。



所有する当社株式の数
0株

信託型株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
364株

■ 略歴〔重要な兼職の状況〕

- 1976年 4月 三井不動産株式会社入社
- 2000年 4月 三井不動産アメリカ社 社長兼CEO
- 2005年 4月 三井不動産株式会社執行役員ビルディング本部副本部長
- 2007年 4月 同執行役員国際事業部長
- 2015年 4月 同取締役専務執行役員海外事業本部長
- 2017年 6月 同顧問兼ハレクラニ株式会社名誉会長（2020年6月退任）
- 2019年 6月 当社社外取締役（現職）
- 2019年 6月 グローブシップ株式会社社外取締役（現職）
- 2022年 5月 Paramount Group,Inc.社外取締役（現職）

〔重要な兼職の状況〕

- グローブシップ株式会社社外取締役
- Paramount Group,Inc.社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

不動産業の役員として培われた広い視野と高い見識に基づく経営能力、特に海外事業において育まれたグローバルなビジネス感覚は、当社が今後目指すべき経営戦略の推進、監督に大いに役立つものであり、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出しています。

候補者
番号

5

たか
高み
見かず
和のり
徳

(1954年6月12日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数
900株

信託型株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
364株

■ 略歴〔重要な兼職の状況〕

- 1978年 4月 松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社
- 1998年 12月 同社 電化・住設社 経営企画室長
- 2004年 6月 同社 ナショナルマーケティング本部長
- 2009年 4月 パナソニック株式会社常務役員 ホームアプライアンス社社長
- 2012年 4月 同代表取締役専務 アプライアンス社社長
- 2015年 4月 同代表取締役副社長日本地域担当、CS担当、デザイン担当
- 2015年 6月 株式会社エフエム東京社外取締役（現職）
- 2017年 6月 パナソニック株式会社顧問（2018年3月退任）
- 2018年 6月 株式会社ノジマ社外取締役（現職）
- 2019年 3月 藤田観光株式会社社外取締役（現職）
- 2019年 6月 当社社外取締役（現職）

〔重要な兼職の状況〕

- 株式会社エフエム東京社外取締役
- 株式会社ノジマ社外取締役
- 藤田観光株式会社社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

電機産業の役員として培われた広い視野と高い見識に基づく経営能力、特に家電事業において育まれた消費者目線からのマーケティング感覚は、当社が目指すべき経営戦略の推進、監督に大いに役立つものであり、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出しています。



所有する当社株式の数
400株

信託型株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
364株

■ 略歴〔重要な兼職の状況〕

- 1993年 7月 通訳者・翻訳者
- 1998年 10月 環境ジャーナリスト
- 2002年 7月 有限会社エコネットワークス代表取締役（2005年7月退任）
- 2002年 8月 NGOジャパン・フォー・サステナビリティ共同代表
- 2003年 4月 有限会社えだひろば（現有限会社イーズ）代表取締役（現職）
- 2005年 4月 有限会社チェンジ・エージェント代表取締役会長
- 2006年 5月 有限会社チェンジ・エージェント取締役会長（現職）
- 2010年 8月 NGOジャパン・フォー・サステナビリティ代表（2018年7月退任）
- 2014年 9月 東京都市大学環境学部環境マネジメント学科教授（2018年3月退任）
- 2018年 8月 大学院大学至善館教授（現職）
- 2019年 6月 当社社外取締役（現職）
- 2019年 10月 株式会社下川シーズ代表取締役（現職）
- 2020年 9月 株式会社未来創造部代表取締役（現職）

〔重要な兼職の状況〕

- 有限会社イーズ代表取締役
- 有限会社チェンジ・エージェント取締役会長
- 大学院大学至善館教授
- 株式会社下川シーズ代表取締役
- 株式会社未来創造部代表取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

ジャーナリスト、クリエイターとして培われたエネルギーとサステナビリティに関する高度な知見と発信能力および豊富な地域実践体験は、当社が目指すべき経営戦略の推進、監督に大いに役立つものであり、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ています。

候補者
番号

7

いん
引どう
頭ま
麻み
実

(1962年11月6日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数
400株

信託型株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
364株

■ 略歴〔重要な兼職の状況〕

- 1985年 4月 大和証券株式会社入社
- 2009年 4月 株式会社大和総研執行役員コンサルティング本部長
- 2013年 4月 同常務執行役員調査本部副本部長
- 2016年 4月 同専務理事（2016年12月退任）
- 2016年 12月 証券取引等監視委員会委員（2019年12月退任）
- 2020年 6月 味の素株式会社社外監査役
- 2020年 6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社社外監査役
- 2020年 6月 当社社外取締役（現職）
- 2021年 6月 フジテック株式会社社外取締役（現職）
- 2021年 6月 味の素株式会社社外取締役（現職）
- 2021年 6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社社外取締役（現職）

〔重要な兼職の状況〕

- フジテック株式会社社外取締役
- 味の素株式会社社外取締役
- AIGジャパン・ホールディングス株式会社社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

金融分野におけるアナリスト、アドバイザーとして培われた高度で多様な経営分析・指導、監視機関の経験の中で育まれたリスク視点からのマネジメント感覚は、当社が目指す経営戦略の推進、監督に大いに役立つものであり、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出しています。

候補者
番号

8

おお
大

の
野

ひろ
弘

みち
道

(1956年8月11日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数
0株

信託型株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
364株

■ 略歴〔重要な兼職の状況〕

- 1979年 4月 味の素株式会社入社
- 2007年 6月 同執行役員財務部長
- 2011年 6月 同取締役常務執行役員（財務・購買担当）（2017年6月退任）
一般社団法人日本IR協議会理事（2017年6月退任）
- 2013年 4月 年金積立金管理運用独立行政法人運用委員会委員（2017年6月退任）
- 2019年 6月 株式会社めぶきフィナンシャルグループ社外取締役（現職）
- 2020年 6月 当社社外監査役
- 2021年 6月 同社外取締役（現職）

〔重要な兼職の状況〕

株式会社めぶきフィナンシャルグループ社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

食品産業の役員として培われた広い視点と高い見識に基づく経営能力、特に、財務部門において育まれたグループ視点、リスク視点からのマネジメント感覚は、当社が目指す経営戦略の推進、監督に大いに役立つものであり、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出しています。

候補者
番号

9

せき
関ぐち
口ひろ
博ゆき
之

(1957年1月15日生)

新任

社外

独立



所有する当社株式の数
0株

信託型株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
—

■ 略歴〔重要な兼職の状況〕

- 1979年 4月 日本放送協会入局
- 1987年 8月 同 報道局経済部記者
(運輸省・大蔵省・通産省、流通・商社、日銀・金融などを担当)
- 1998年 6月 同 報道局経済部デスク
- 2001年 6月 同 放送総局 解説委員、「経済最前線」キャスター
- 2004年 4月 同 「経済羅針盤」キャスター
- 2007年 6月 同 解説主幹
- 2014年 6月 同 解説副委員長
- 2017年 4月 同 「おはよう日本・おはBiz」キャスター
(企業戦略、エネルギー問題、グリーン・イノベーション、
コーポレート・ガバナンス、成長戦略、産業政策などを担当)
- 2022年 1月 同 退任

〔重要な兼職の状況〕
なし

■ 社外取締役候補者とした理由

放送記者、解説委員として培われたエネルギー、サステナビリティをはじめ経済全般に対する鋭い着眼力、本質に迫る深い洞察力、視聴者目線に立った説明力は、当社が目指す経営戦略の推進、監督に大いに役立つものであり、今回、社外取締役として選任をお願いするものです。過去に会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しています。当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出る予定です。

【ご参考】

当社の取締役会の考え方

■ 指名委員会等設置会社への移行

- 当社は1885年の創業以来、130年超にわたり首都圏を中心とした都市ガス事業を展開してきました。しかし、今後はエネルギー激動の時代を迎え、2030年およびその先を見据えて策定した「Compass2030」に基づき、事業領域の拡大・事業構造の転換を加速度的に進めていく必要があります。
- 当社はこのような創業以来の大変革を行うにあたり、「経営からの改革」が不可欠との認識の下、2021年6月に指名委員会等設置会社に移行しました。

■ 取締役会の構成

- 指名委員会等設置会社として、取締役会がより効果的に監督機能を果たすため、執行役を兼ねる取締役は代表執行役社長1名のみとし、執行と監督の機能を明確に分離し、緊張感のある経営を実現します。
- その上で、多様性と客観性のある監督を取締役会運営の中心に置くため、2/3程度を社外取締役で構成します。

■ 取締役に求めるスキル・役割

- 当社取締役全員が保有するスキルとして、「企業経営を深化させるための知識」「企業変革に導くためのマインド」「企業課題を極めるための質問力」を設定します。
- 社外取締役には、当社グループの経営ビジョン「Compass2030」の達成に向けた監督に必要なスキル、社内の取締役・執行役の知見、経験を補完するスキルを求めます。
- 社内取締役は、代表執行役社長を除き全員を非執行とし、取締役会の実効性を担保するために適時適切に議案提供・情報提供を行う役割を担います。

【ご参考】

■ 社外取締役候補者のスキル・マトリックス

社外取締役候補者が保有するスキル（4つまで記載）、および各スキルの詳細は以下のとおりです。

	① エネルギー	② サステナビリティ	③ デジタル・技術	④ マーケティング・事業開発	⑤ グループ経営・ガバナンス	⑥ グローバルビジネス	⑦ M&A・事業再編	⑧ コミュニケーション	⑨ 財務・会計	⑩ リスク管理
斎藤一志					○	○	○		○	
高見和徳			○	○	○		○			
枝廣淳子	○	○				○		○		
引頭麻実					○		○		○	○
大野弘道					○		○		○	○
関口博之	○	○				○		○		

① エネルギー	ネット・ゼロへの移行に向け、中長期の国内外のエネルギー・環境動向を踏まえた責任あるトランジションを監督
② サステナビリティ	
③ デジタル・技術	ネット・ゼロへの移行・価値共創のエコシステム構築のため、デジタル・技術によるソリューションの提供を監督
④ マーケティング・事業開発	単一の首都圏都市ガス事業からLNGバリューチェーン変革による複数事業・分権型経営への脱皮を監督
⑤ グループ経営・ガバナンス	複数事業をマネジメントし、自立自走と全体最適を両立する経営および人・組織の管理・運営を監督
⑥ グローバルビジネス	グローバルな総合エネルギー企業としての事業構造変革、戦略構築・実行、目利き力とリスク管理の強化を監督
⑦ M&A・事業再編	国内外を問わず、非連続のスピード感ある成長に向けた事業統合・集約への挑戦を多面的に監督
⑧ コミュニケーション	ステークホルダーとの緊密な広聴活動を踏まえたタイムリーでインパクトのある情報発信を監督
⑨ 財務・会計	上記の事業領域の拡大やM&A実施にあたって、これまでと異なるリスクバランスの上での財務規律・投資戦略および内部統制・リスク管理を監督
⑩ リスク管理	

【ご参考】

社外取締役の独立性の判断基準

当社は、会社法の定める社外取締役が、当社の上場する証券取引所の独立性判断基準等に準拠した下記①～⑩のいずれにも該当しない場合に、独立性があると判断しています。

- ① 親会社・兄弟会社の業務執行者
- ② 子会社の業務執行者
- ③ 発行済株式総数10%以上の主要株主（法人等の業務執行者含む）
- ④ 取引金額が連結売上高の2%以上ある主要取引先（当社が主要取引先とする者・当社を主要取引先とする者（法人等の業務執行者を含む））
- ⑤ 当社の会計監査人・顧問弁護士
- ⑥ 過去3年以内に上記①～⑤に該当する者
- ⑦ 当社から多額の寄付（過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額以上）を受けている組織の業務執行者
- ⑧ 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益（過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人等の場合は当該法人等の連結売上高の2%以上の額）を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- ⑨ ①～⑧の近親者（2親等以内の親族）
- ⑩ 当社グループの役員（社外役員を除く取締役および監査役ならびに執行役員）が社外役員を務める会社グループの役員（社外役員を除く取締役および監査役、執行役ならびに執行役員）である者

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

事業		主要な事業内容
ガ	ス	都市ガスの製造・供給および販売、リキッドガス事業、LNG販売等
電	力	電気の製造・供給および販売
海	外	海外における上流事業・中下流事業（ガス田開発・LNG生産、ガスの供給・販売・発電等）
エネルギー関連		エンジニアリングソリューション事業、ガス器具、ガス工事、建設等
不	動	土地および建物の賃貸・管理等
そ	の	情報処理サービス事業、船舶事業等
他		

(2) 事業の経過およびその成果

① 当期業績の概要

当期における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の波が断続的に訪れ、経済活動はいまだに制限がなされているものの、感染対策の効果や海外経済の改善により、景気が持ち直していくことが期待されます。しかし、新型コロナウイルスの変異株による感染再拡大の懸念やウクライナ情勢等により、経済の先行きは依然として不透明な状況にあります。

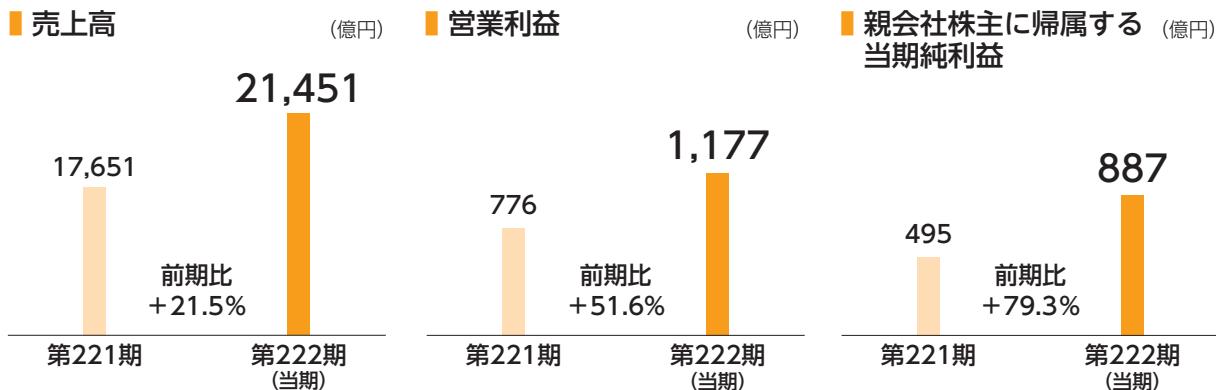
そのような経済環境の中、2016年4月の電力小売全面自由化に続く2017年4月のガス小売全面自由化により、エネルギー業界ではエネルギー事業者間の競争、さらには業種の垣根を越えた競争が激しさを増しています。また脱炭素化が世界的な潮流となる等、エネルギー事業を取り巻く環境は大きく変化しました。そうした中、当社グループは、総合エネルギー事業化とグローバル化、脱炭素化に向けた取組みによって、国内外のお客さまにお届けする付加価値を増大し、引き続き当社グループを選んでもいただけるよう、様々な施策に積極的に取り組んできました。

当社グループでは、依然として新型コロナウイルス感染症の影響を受けています。全国の緊急事態宣言は2021年9月末をもって全て解除され、行動制限も段階的に緩和される中で、外出が増え、在宅時間が短くなったことで、都市ガス事業の家庭用では、前期より巣ごもり需要が減少しました。業務用は新型コロナウイルス感染拡大前の水準には届かず、飲食業等でいまだ影響を受けています。

電力事業については、小売では巣ごもり需要の減少影響があるものの、小売件数増等に伴い販売量が増加しました。海外事業については、世界的な市況価格の回復により、豪州、北米のLNG事業等の売価増等により収支が改善しました。エネルギー関連事業については、世界的な半導体不足や東南アジアでの感染拡大に伴う部品供給不足による納品遅延が発生し、各種ガス機器等の販売台数が減少しました。不動産事業については、大規模物件の通年稼働に伴い賃料収入が増加しました。

このような経済情勢や環境変化により、連結売上高は対前期比21.5%増の2兆1,451億97百万円、営業費用は、同20.1%増の2兆274億20百万円となりました。

この結果、営業利益は同51.6%増の1,177億77百万円、経常利益は同79.8%増の1,267億32百万円となりました。これに加え、特別利益として投資有価証券売却益を41億18百万円、固定資産売却益を22億26百万円、特別損失として不動産事業等の減損損失37億42百万円および投資有価証券評価損24億68百万円を計上し、法人税等を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は同79.3%増の887億45百万円となりました。



② 前期比のポイント

売上高 **+3,800** 億円 ■ 原料費調整に伴う都市ガス単価増などによる「ガス」の売上増等

営業費用 **+3,400** 億円 ■ 原油価格上昇影響などによる「ガス」の原材料費増等

営業外損益 **+160** 億円 ■ 為替差益+129億円 持分法による投資損益+23億円等

特別損益 **+44** 億円

- (当期)
 - 投資有価証券売却益+41億円
 - 固定資産売却益+22億円
 - 減損損失△37億円
 - 投資有価証券評価損 △24億円

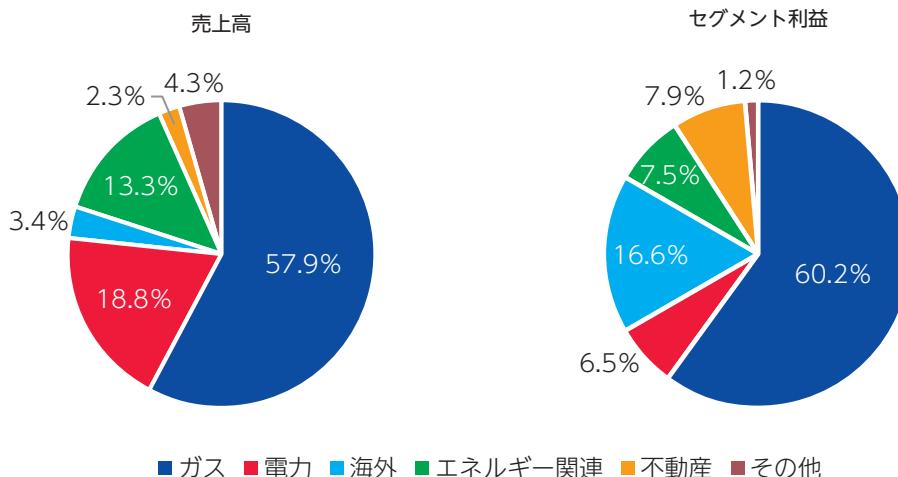
- (前期)
 - 減損損失△102億円
 - 投資有価証券評価損 △44億円
 - 投資有価証券売却益+52億円
 - 固定資産売却益+31億円
 - 負ののれん発生益+20億円

③ セグメント別の概要

	売上高 (億円)				セグメント利益 (営業利益+持分法損益) (億円)			
	第221期	第222期 (当期)	増減	%	第221期	第222期 (当期)	増減	%
ガス	11,467	14,440	2,973	25.9	884	1,026	142	16.0
電力	3,959	4,678	719	18.2	86	111	25	27.8
海外	459	859	400	87.1	38	282	244	625.2
エネルギー関連	3,394	3,313	△81	△2.4	170	128	△42	△24.8
不動産	484	579	95	19.7	75	134	59	78.5
その他	1,104	1,075	△29	△2.6	38	20	△18	△46.8
調整額	△3,218	△3,493	△275	-	△502	△488	14	-
セグメント合計	17,651	21,451	3,800	21.5	791	1,215	424	53.5

- (注) 1. セグメント別の売上高には事業間の内部取引を含みます。
 2. 「ガス」には、都市ガス、液化石油ガス、産業ガス、LNG販売、トレーディング等を含みます。「エネルギー関連」には、エンジニアリングソリューション、ガス器具、ガス工事、建設、クレジット等を含みます。「その他」には、情報処理サービス、船舶等を含みます。
 3. セグメント利益の調整額の主なものは、各セグメントに配分していない全社費用です。

セグメント構成比



※セグメント構成比は、調整額を除き算出しています。

ガス

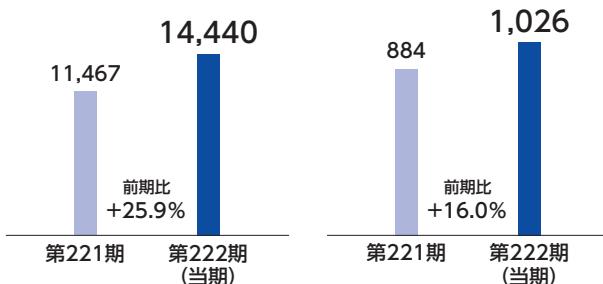
都市ガスの製造・供給および販売、リキッドガス事業、LNG販売等

売上高

(億円)

利益

(億円)



▶ 売上高は、原油価格上昇影響から原料費調整による売上単価増等により、前期に比べ25.9%増の1兆4,440億3百万円となりました。

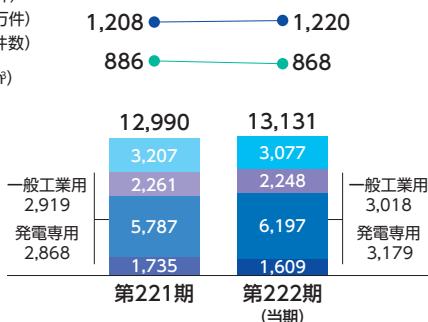
セグメント利益は、都市ガスの原材料費が増加したものの、都市ガス販売量増等により前期に比べ16.0%増の1,026億46百万円となりました。

【都市ガス販売量・件数】

- 取付メーター数 (万件)
- 小売お客さま件数 (万件)
(ガス料金請求対象件数)

都市ガス販売量 (百万㎡)

- 家庭用
- 業務用
- 工業用
- 卸



※取付メーター数は、休止中・閉栓中・他社小売分を含む導管事業者としてのメーター取付数。

【販売量の主な増減理由】

家庭用	緊急事態宣言の解除に伴う巣ごもり需要減
業務用	件数減
工業用	発電専用需要家の需要増等
他事業者向け供給	供給先需要減

TOPICS

東京2020大会 選手村へのカーボンニュートラル都市ガスの供給

当社は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」）の準備期間から開催期間である2021年5月～9月に東京2020大会選手村（晴海地区）の居住棟、メインダイニングホール等へ、カーボンニュートラル都市ガスの供給を行い、環境・社会・経済に配慮した大会運営に寄与しました。

当社は、大会終了後もこうした取り組みにご賛同いただけるステークホルダーの皆さまとともに、カーボンニュートラル都市ガスを普及拡大し、お客さまの事業活動における環境負荷低減に貢献します。

カーボンニュートラル都市ガスは、天然ガスの採掘から燃焼に至るまでの工程で発生する温室効果ガスを、CO₂クレジットで相殺（カーボン・オフセット）し、燃焼しても地球規模ではCO₂が発生しないとみなすLNGを活用したものです。なお、対象となるCO₂クレジットは、信頼性の高い検証機関が世界各地の環境保全プロジェクトにおけるCO₂削減効果をCO₂クレジットとして認証したものです。



居住棟(2021年6月27日撮影)

※準備段階の写真であり、大会時の様子とは異なります。

電力

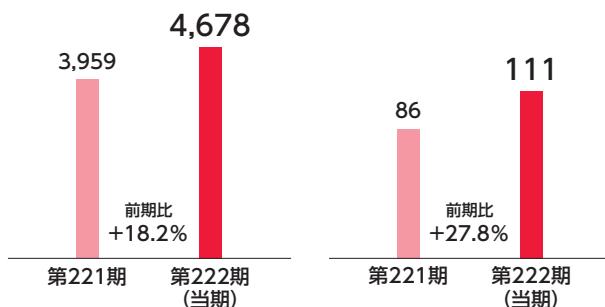
電気の製造・供給および販売

■ 売上高

(億円)

■ 利益

(億円)



▶ 売上高は、小売のお客さまおよび卸供給先が増加したこと等により、前期に比べ18.2%増の4,678億4百万円となりました。

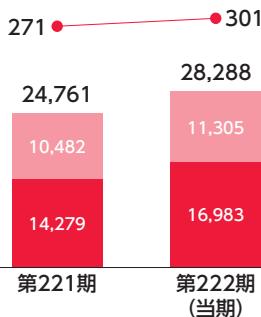
セグメント利益は、小売販売量増による粗利増等により、前期に比べ27.8%増の111億17百万円となりました。

【 電力販売量・件数 】

— 小売お客さま件数 (万件)
(電力料金請求対象件数)

電力販売量 (百万kWh)

■ 小売
■ 卸他



【 販売量の主な増減理由 】

小売	件数増
卸他	卸供給先増

TOPICS

茨城県鹿島港洋上風力発電事業の推進について

当社は、2021年4月、共同出資する株式会社ウィンド・パワー・エナジー※を通じ、茨城県鹿島港における洋上風力発電事業を推進していくことを決定しました。

この洋上風力発電事業は、エネルギー大消費地の東京に近接する日本屈指の「鹿島臨海工業地帯」に立地します。茨城県の承認・認定を受け、鹿島港の港湾区域に設定された「再生可能エネルギー源を活用する区域」(680ヘクタール)に、新たに選定する風車19基を設置し、約7万世帯分の年間消費量に相当する発電容量約16万kWとなる洋上風力発電所の建設を推進してまいります。

※当社のほか、株式会社ウィンド・パワー・グループ、およびヴィーナ・エナジー ホールディングス、リミテッドの完全子会社である日本風力エネルギー株式会社が共同出資しています。

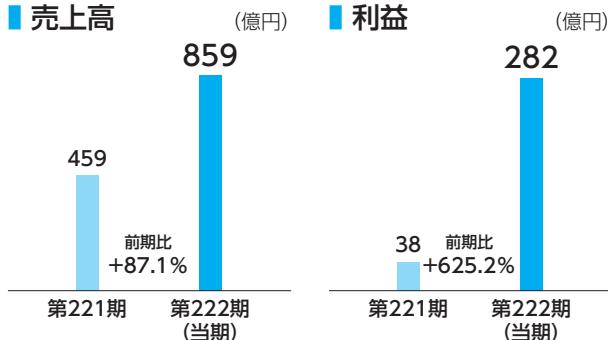


茨城県鹿島港洋上風力発電所 完成イメージ写真

海外

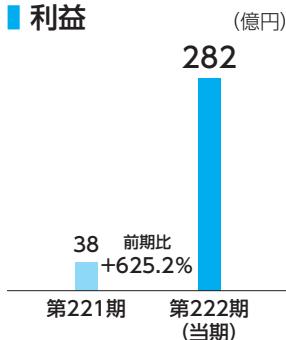
海外における上流事業・中下流事業（ガス田開発・LNG生産、ガスの供給・販売・発電等）

売上高



- ▶ 売上高は、豪州上流事業におけるLNGの販売単価増等により、前期に比べ87.1%増の859億31百万円となりました。セグメント利益は、前期に比べ625.2%増の282億52百万円となりました。

利益



TOPICS

デンマークのイービー社と北欧で約100万kWの再生可能エネルギー開発へ

当社は、2022年1月、北欧における再生可能エネルギー開発事業について、デンマークのイービー社と共同で取り組むことを決定しました。

当社は、デンマークに新たに設立したTGノルディック社を通じて、イービー社の子会社で再生可能エネルギー事業の開発および運営を行うイービー・プロダクション社の株式50%と、イービー・プロダクション社が保有する陸上風力権益のうち、約2.7万kW分を取得しました。また今回の出資に伴い、同社の名称はトービー・リニューアブルズ社へと改称されております。

当社とイービー社は、合弁会社を通じ、デンマーク国内の再生可能エネルギー開発を進めるとともに、他北欧諸国にも事業範囲を拡大し、2030年までに北欧で約100万kWの再生可能エネルギー事業開発の実現により、デンマークを含めた北欧諸国の脱炭素化にも貢献していきます。

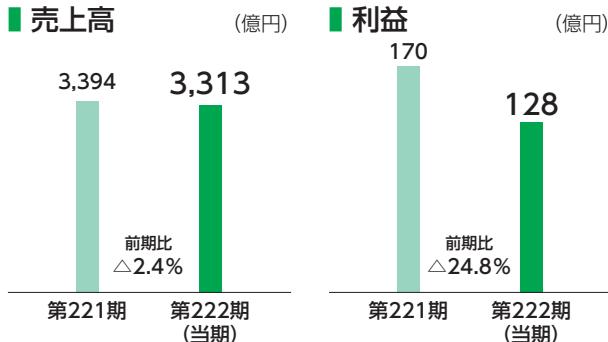


トービー・リニューアブルズ社所有の風力発電所
[Vognkaer (ボウンケアー)]

エネルギー関連

エンジニアリングソリューション事業、ガス器具、ガス工事、建設等

売上高



- ▶ 売上高は、世界的な半導体不足による納品遅延による各種ガス機器等の販売台数減等により、前期に比べ2.4%減の3,313億12百万円となりました。セグメント利益は、前期に比べ24.8%減の128億18百万円となりました。

利益



TOPICS

新居浜LNG基地からの供給開始について

当社100%子会社である東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社が共同出資している新居浜LNG株式会社※は、2022年3月、住友化学愛媛工場構内（愛媛県新居浜市）において建設を進めていた、「新居浜LNG基地」の工事および試運転を完了し、同工場構内および近隣地区の産業向けにガス供給を開始いたしました。

新居浜LNG株式会社は、同基地におけるLNGの受入れやガス化等の基地の操業を行い、エネルギーの安定供給を担うとともに、近隣地区の産業向けに天然ガスの普及を推進するなど、四国エリアのカーボンニュートラルの推進と産業の発展に貢献してまいります。

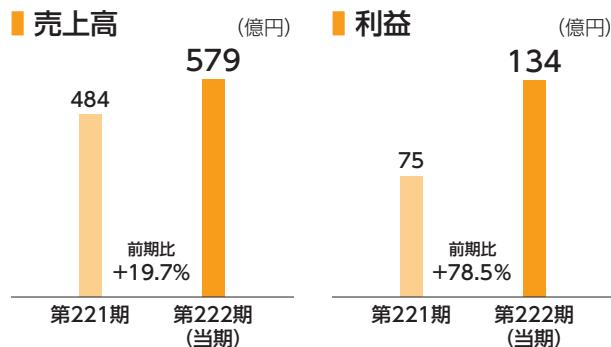
※東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社のほか、四国電力株式会社、住友化学株式会社、住友共同電力株式会社および四国ガス株式会社が共同出資しています。



LNGタンカーと新居浜LNG基地、住友化学の愛媛工場

不動産

土地および建物の賃貸・管理等



- ▶ 売上高は、土地・建物賃貸料収入の増加等により、前期に比べ19.7%増の579億61百万円となりました。

セグメント利益は、前期に比べ78.5%増の134億66百万円となりました。

TOPICS

CO₂排出量実質ゼロの電気を「ラティエラ」シリーズ全22棟に導入

当社100%子会社である東京ガス不動産株式会社は、2022年1月から、賃貸レジデンス「ラティエラ※」シリーズ全棟の共用部に、当社が提供するCO₂排出量実質ゼロの電気「さすてな電気ビジネス」を導入いたしました。「さすてな電気ビジネス」は、当社の電源（LNG火力等）に再エネ指定の非化石証書を付加することにより、実質的に再生可能エネルギー100%かつCO₂排出量ゼロとみなされる電気料金メニューです。

※「ラティエラ」は上質で快適な環境、安心・安全な住まいを提供する東京ガス不動産株式会社の都市型賃貸レジデンス。首都圏を中心に22棟851戸（店舗除く）を展開中。（2022年1月20日時点）

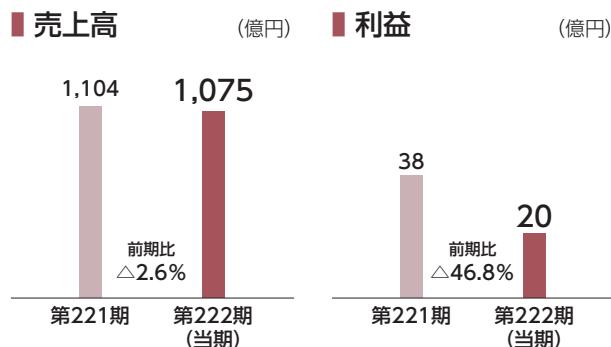


ラティエラ板橋



その他

情報処理サービス事業、船舶事業等



- ▶ 売上高は、IT子会社のシステム受注の減少等により、前期に比べ2.6%減の1,075億42百万円となりました。

セグメント利益は、船舶事業における借船費用増等により前期に比べ46.8%減の20億24百万円となりました。

(3) 設備投資の状況

当期の設備投資総額は、2,072億26百万円でした。

供給設備では、本支管466kmの期中増加があり、期末の総延長は65,562kmとなりました。

(4) 資金調達の状況

当期は第67回・第68回・第69回・第70回・第71回・第72回無担保社債の発行および借入金により計1,780億円調達いたしました。このうち、第71回・第72回無担保社債の発行については、都市ガス事業者として国内で初めてのトランジションボンド*として発行しております。なお、連結有利子負債残高につきましては、前期末に比べ1,546億1百万円増加の1兆2,205億89百万円となりました。

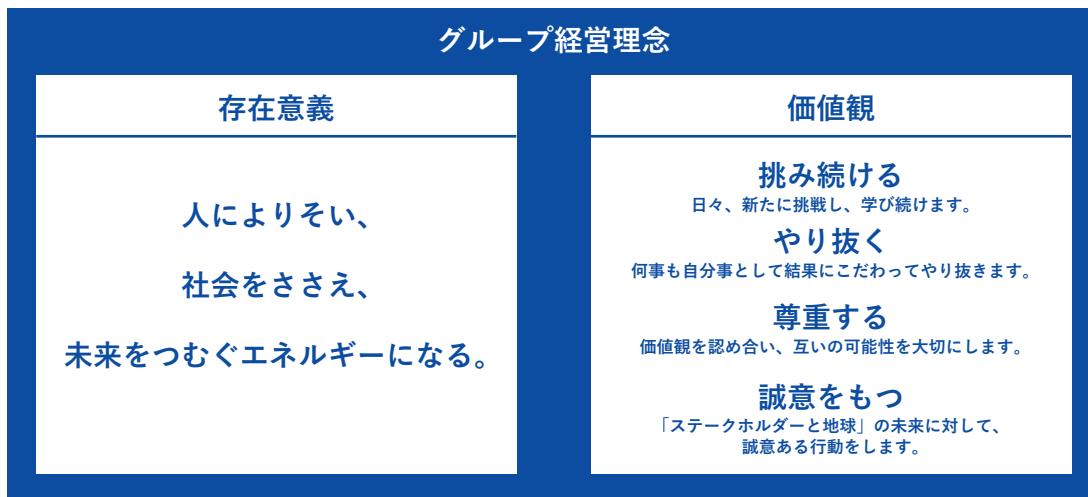
※脱炭素社会の実現に向けた長期的な移行戦略に則り、企業が温室効果ガス削減の取組みを行う際に、その取組みを用途として発行する債券のこと。

トランジションボンドの詳細については、当社ウェブサイト (<https://www.tokyo-gas.co.jp/IR/stock/transitionbond.html>) もご覧ください。

(5) 対処すべき課題

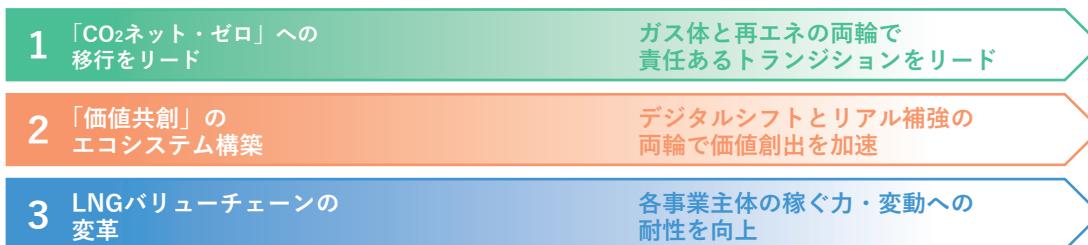
グループ経営理念の策定

脱炭素化、デジタル化、価値観の多様化、エネルギー市場の競争激化など、当社グループをとりまく環境が大きく変わる中、こうした変化に真正面から向き合い、今後も社会から必要とされる企業グループであり続けるため、グループ経営理念を新たにしました。



Compass2030

- Compass Action -



持続可能な社会の実現 と 当社グループの持続的な成長

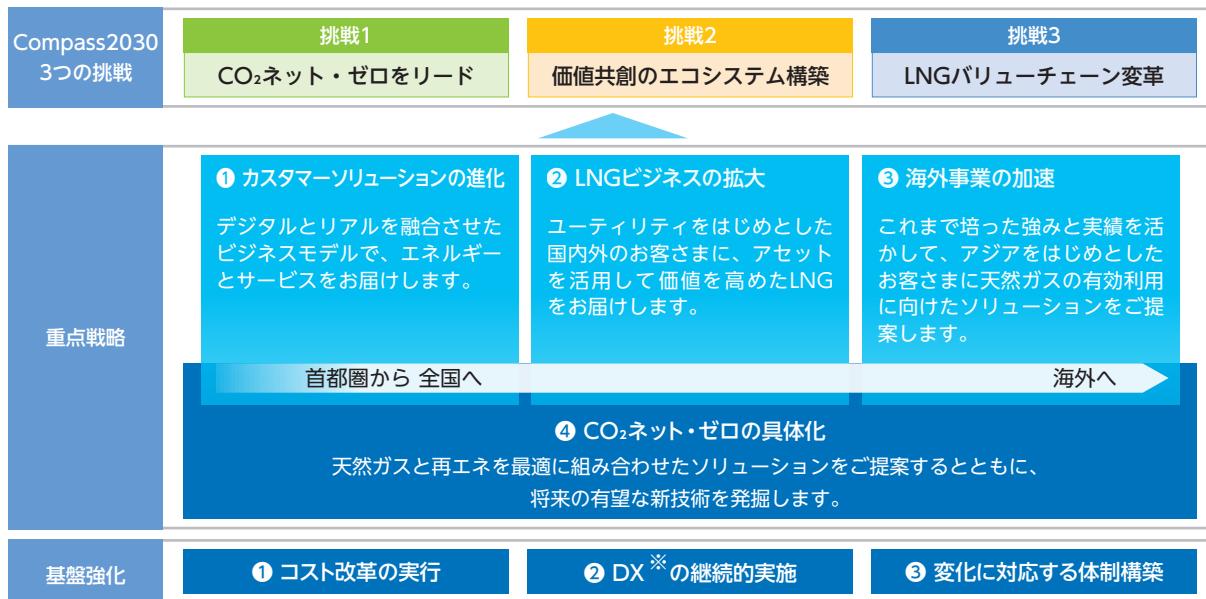
東京ガスグループ経営ビジョン「Compass2030」の実現に向けて

- 2019年11月に発表した東京ガスグループ経営ビジョン「Compass2030」の実現に向け、2020年3月に2020年度からの3年間の中期経営計画を、2021年11月には「Compass Action」を発表しました。



東京ガスグループ2020-2022年度中期経営計画

全体像



※デジタルトランスフォーメーション：データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革すること

■ 主要計数 (2020年3月 2020-2022年度中期経営計画発表時点)

KGI	2019年度	2022年度
営業利益+持分法利益	1,185億円	1,400億円
財務指標		
	2019年度	2022年度
ROA	3.1%	4%程度
ROE	6.6%	8%程度
D/Eレシオ	0.78	0.9程度

KPI	2019年度	2022年度
お客さまアカウント数 (年度末)	1,220万件	1,480万件
天然ガス取扱量 (年度)	1,670万トン	1,700万トン
海外セグメント利益 (年度)	125億円	160億円
CO ₂ 削減貢献 (基準年: 2013年度)	500万トン	650万トン
再エネ取扱量 (年度末)	59万kW	200万kW
コスト改革 (2019年度比)	—	△300億円

※2019年度数値は、計画策定時の見通し値

Compass Action (2021年11月発表)

2019年の経営ビジョン「Compass2030」の発表から2年が経過し、カーボンニュートラルへの潮流の強まりや、エネルギー市場の変動性の拡大など、事業環境は急速な変化を続けています。そのような中で、自ら事業構造を変え、事業基盤を変え、新たな企業グループに生まれ変わることで変化を好機と捉え、ビジョンで描いた姿を実現していく具体的な道筋となる「Compass Action」を策定しました。

Compass Actionの全体像

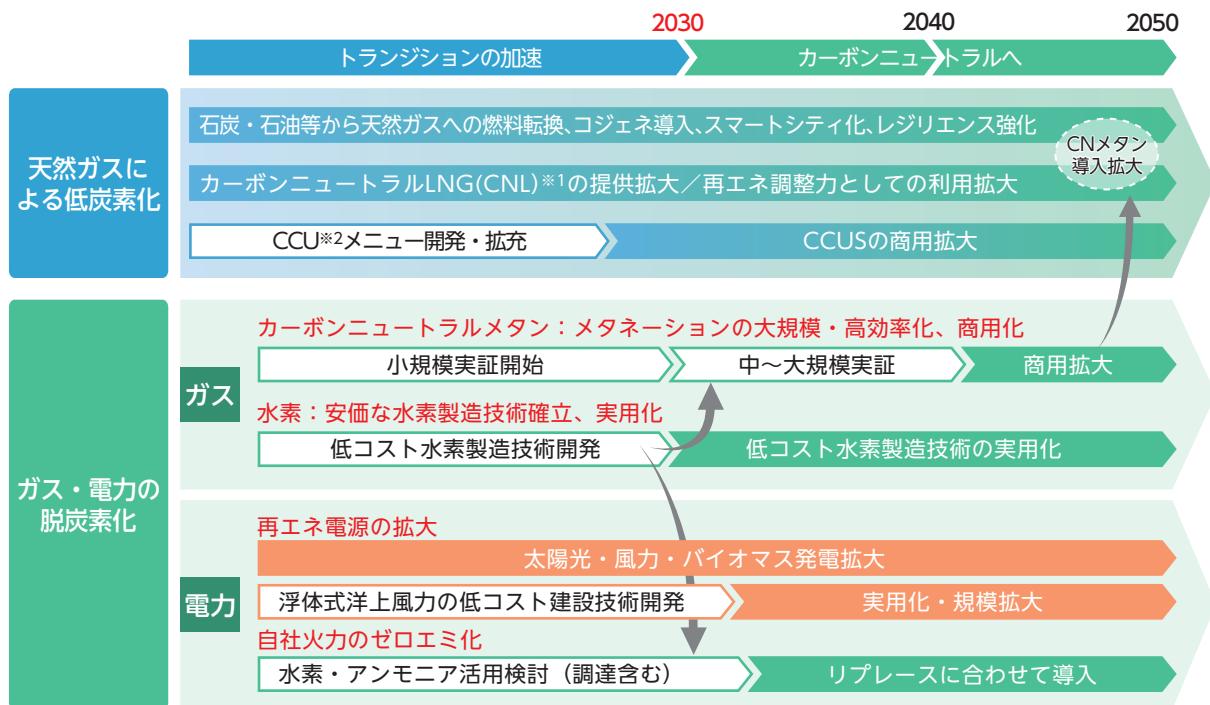
変革の姿 (ビジョン)	ビジョン実現のために 加速すること	変革のポイント
1 「CO ₂ ネット・ゼロ」 への移行をリード	ガス体と再エネの両輪 で責任ある トランジション をリード	<ul style="list-style-type: none"> ●トランジションを主導するトップリーダー企業へ変革 ●カーボンニュートラルメタン*1バリューチェーンの構築 ●東京ガスグループならではの再エネバリューチェーンの構築
2 「価値共創」の エコシステム構築	デジタルシフトとリアル 補強の両輪で 価値創出を加速	<ul style="list-style-type: none"> ●デジタルマーケティングのエネルギー業界フロンランナーへ変革 ●ラストワンマイル*2での価値創出によりお客さま満足度No.1企業へ変革 ●地域課題解決型ソリューション企業へ変革
3 LNGバリューチェーン の变革	各事業主体の稼ぐ力・ 変動への耐性を向上	<ul style="list-style-type: none"> ●各事業の稼ぐ力を高める企業体質へ変革 ●多様性を力に挑戦を後押しする人事制度へ変革 ●成長投資推進型の財務戦略へ変革

※1：再エネ電気から作られたCO₂フリー水素と発電所・工場等から回収したCO₂から合成（メタネーション）されるメタン

※2：お客さま宅内で行う技術を要する作業

カーボンニュートラルへの移行ロードマップ

- 当社グループのグローバルな事業活動全体で、CO₂削減貢献2030年1,700万トン*を実現 ※Compass2030公表時は1,000万トン(国内のみ)
- ガスも電力も脱炭素技術に強みをつくり、お客さま先での実装拡大を通じてカーボンニュートラルへの移行をリード



※1：採掘から燃焼に至る工程で発生する温室効果ガスを、森林保全等で創出されたCO₂クレジットで相殺することによりCO₂排出量がゼロとみなされるLNG
 ※2：CO₂の回収・利用

天然ガスの高度利用（低炭素化から脱炭素化への移行ステップ）

- トランジション期は、燃料転換・スマートシティ化・カーボンニュートラルLNG・CCUSにより国内外のお客さま先のCO₂削減に貢献
- 低・脱炭素化の社会的コストを抑制し、エネルギー安定供給の責任を全うしながら着実な移行をリード

当社グループの強み：天然ガスによる低炭素化の実績・エネルギーの最適運用ノウハウ

天然ガスへの燃料転換

スマートエネルギー
ネットワークの高度化

カーボンニュートラルLNG
／CCUS

ガスの脱炭素化（カーボンニュートラルメタンバリューチェーンの構築）

- ガス体エネルギーの脱炭素化に向け、**メタネーション・水素製造**を自社コア技術として確立
- 官民合わせた協力体制や海外プレーヤーとの連携のもと、**社会実装に向けたカーボンニュートラルメタンバリューチェーン**を構築

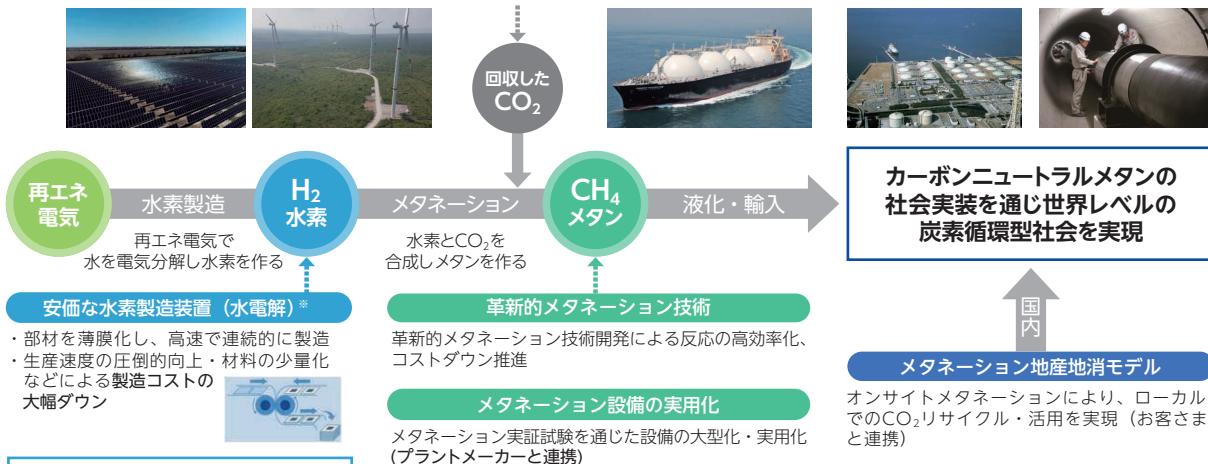
当社グループの強み：燃料電池開発等で培った水素製造ノウハウ、国内随一のガス体供給インフラ

安価・大量に『作る』

既存設備を利用して『運ぶ』

既存インフラを通じて『使う』

海外での大規模メタネーション実施を見据えて、安価で大量の再生エネルギー・CO₂が確保可能な適地選定・サプライチェーン構築（商社等と連携）



※株式会社SCREENホールディングスとの共同開発 SCREEN

電力の脱炭素化（再生エネルギーバリューチェーンの構築）

- 再生エネルギー電源の開発からO&Mの全段階、発電から売電までを手掛けることで独自の再生エネルギーバリューチェーンを構築
- 収益性を確保しながら再生エネルギー取扱量拡大（500万kW*→600万kW）を国内外で実現 ※Compass2030公表時

当社グループの強み：発電インフラの長期安定的運営実績・O&M力、お客さま基盤



デジタルシフト×ラストワンマイル補強 (B to C領域)

- デジタルマーケティング力を活かしお客さまへの価値提供エリアを拡大、ラストワンマイルにおけるサービスのラインナップを拡充

当社グループの強み：オクトパスエナジーのデジタルノウハウ、ラストワンマイルソリューション力・ライバル等のチャネル網

B to C マーケティングのデジタルシフト

「オクトパスエナジー」サービス開始(2021年11月)

英国エネルギー業界で急成長中のオクトパスエナジー社と戦略提携
TGオクトパスエナジーを設立し新ブランドを始動

多様な電気料金プラン

デジタルマーケティング
カスタマーリレーションシップマネジメント



全国展開 (2022年度上期中を目途)

パーソナライズされたエネルギー・サービスの提供によるお客さま満足度・共創価値の向上

B to C 向けラストワンマイルにおけるサービス拡充

水まわり修理・ハウスクリーニングへの本格参入

オペレーション高度化

サービスの組合せによる価値提供



全国展開 (販売エリアを順次拡大)

「いち早く」「便利」に「安心して」「納得価格」でくらしのお困りごと・社会課題の解決に貢献

デジタルソリューション×リアルソリューション (B to B領域)

- お客さまの利便性向上・地域の発展と低・脱炭素化を両立する複合ソリューションを全国・グローバルにお届け

当社グループの強み：AI等を活用した遠隔監視・制御技術、提案から導入・管理までのソリューション力と実績

B to B デジタルソリューションによる利便性の向上

AI・遠隔制御等による省エネ・省CO₂・省力化支援



アドバンスド スマートエネルギーネットワーク

脱炭素化・工場の省力化等、個々のお客さまに最適なソリューションを複合的に提供

B to B リアルでのトータルパッケージ提案強化

お客さま視点でのOne to One ソリューション提案

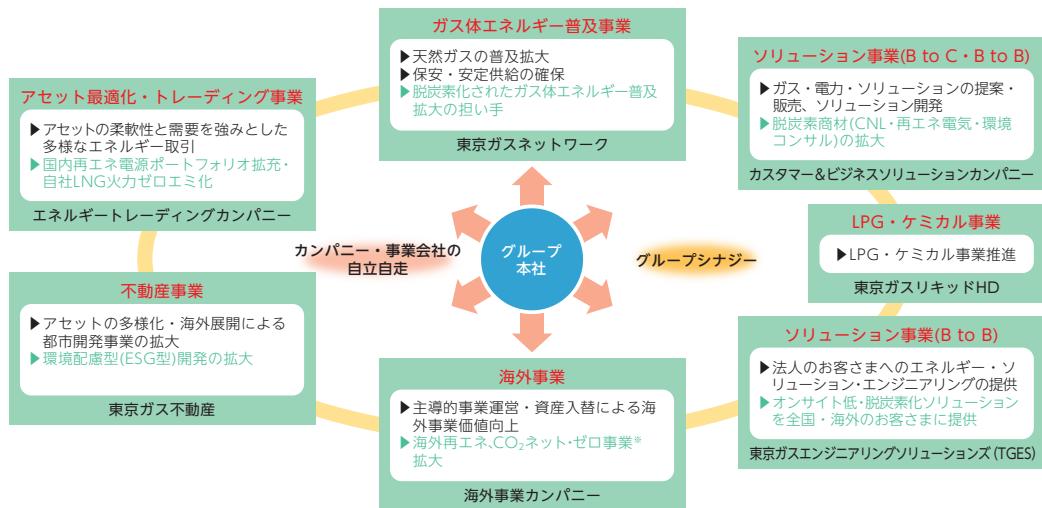


地域課題のソリューション・プロバイダー

魅力ある街づくり・環境持続性向上等、地域における社会課題の解決に貢献

ホールディングス型グループ体制への移行

- カンパニー（疑似分社）・事業会社が市場・お客さまと向き合い成長していく**自立自走型のグループ体制に移行**
- 機動的な意思決定を実現するため、**カンパニー・事業会社の裁量を拡大**、グループ間連携により**グループシナジーを追求** ※2022年4月1日より、**ガス導管事業を東京ガスネットワーク株式会社に移管し、事業を開始**



グループ人事改革、コスト構造改革・DX

- ホールディングス型グループ体制への移行に合わせ、カンパニー・事業会社の事業を強くする「**挑戦と多様性**」を重視した**人事制度へト改革**
- 実効性の高い**コスト構造改革**や**業務プロセス改革（BPR）**、**DX**等を早期に進めることにより、競争力を強化

グループ人事改革

【人事改革の方針】

- ・多様な価値を創出・提供するプロ人材が活躍する人事制度へ改革
- ・カンパニー・事業会社は、自らの事業強化のために自立的に人事制度を運用

- ・やりがいい、挑戦の場をつくる
- ・事業のプロフェッショナルの育成
- ・多様なキャリアや能力を活かす

コスト構造改革・DX

業務プロセス改革（BPR）の取り組みをグループ大に拡大、大幅な業務量の削減を実現

グループ大でのDX人材育成を推進、サービス提供から社内業務までデジタル化による改革を促進

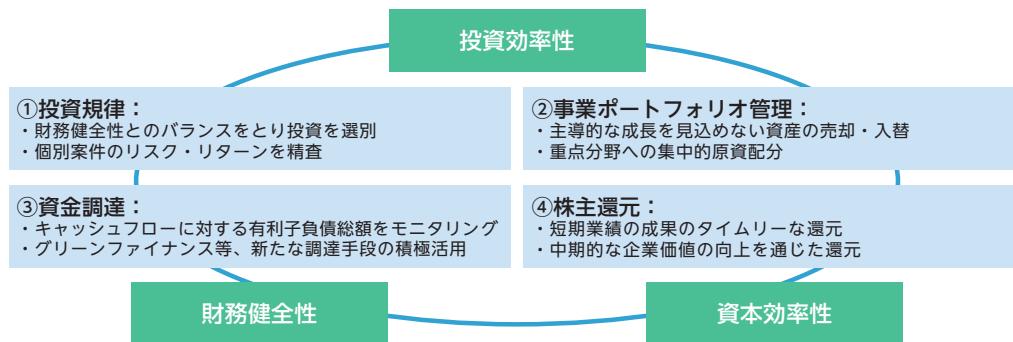
成長領域への重点投資

- 脱炭素を含む成長領域へ投資割合をシフトし、キャッシュフローを積極投入（脱炭素分野への先行投資+その他成長領域への積極投資）
- 2020年代前半は**変革実行により事業基盤を強化**、後半は**投資からの利益成長**を実現



投資を支える財務戦略

- 投資効率性・資本効率性の向上を図り、キャッシュフロー管理による投資余力確保を通じて成長投資を下支え



Q&A

・経営理念

Q1 グループ経営理念の改定に至った想いや背景を教えてください。

事業環境が大きく変化する中であっても社会から必要とされる企業グループであり続けるためには自ら変革していくことが必要です。そのためには、価値を創り出すグループ員一人ひとりが変わっていくことが不可欠であり、行動変容の拠り所として当社グループの存在意義と大切にすべき価値観を明確にすべく、グループ経営理念の改定を決断しました。

・「CO₂ネット・ゼロ」への移行をリード

Q2 CO₂ネット・ゼロは収益向上に繋がるのか教えてください。

当社グループの強みである天然ガス利用技術や既存インフラの活用が可能なメタネーションをはじめとした脱炭素ガス体エネルギーの普及拡大、再生可能エネルギーを中心とした脱炭素電力とお客さま側の最適エネルギーマネジメントを組み合わせたサービスの提供等、お客さまのニーズに応えるソリューションの提供を通じ、カーボンニュートラル社会の実現への貢献と同時に収益向上を実現していきます。

Q3 CO₂ネット・ゼロへ移行する中において、天然ガスの位置づけを教えてください。

化石燃料で最も環境負荷が小さく調整力に優れた天然ガスと再生可能エネルギーを組み合わせることが、脱炭素化社会に近づく現実的な解であり、天然ガスの役割は拡大していくと考えています。天然ガスを徹底活用しながら、並行してガス自体の脱炭素化や再生可能エネルギーにも着実に取り組み、地に足の着いた現実感あるカーボンニュートラル社会への移行をリードしていきます。

Q4 どのような強みを活かして、ガスの脱炭素化を実現しますか。

ガスの脱炭素化は、①安価な水素製造・利用の実現、②メタネーションの実用化、が鍵となります。水素製造・利用では、燃料電池技術を活かして大幅な低コスト化に挑みます。メタネーションの実用化では、国内外LNGパートナーとのネットワーク構築や各企業と連携して取り組む技術開発を強みとし、ガスの脱炭素化を実現してまいります。

・「価値共創」のエコシステム構築

Q5 TGオクトパスエナジーと他の電力会社との違いを教えてください。

TGオクトパスエナジーは、英国オクトパスエナジーの持つデジタル技術と効率的な顧客対応能力を組み合わせ、お客さま一人ひとりの志向に合った価値やサービスを創出するとともに、コンシエルジュのような手厚いカスタマーサポートを提供します。

Q&A

・「価値共創」のエコシステム構築

Q6 当社における「ラストワンマイル」とは何ですか。

「ラストワンマイル」とは、ガス機器・水まわり修理などのお客さま宅で行う技術を要する作業のことをいい、デジタル化が進んでもこのような人手によるサービスは残り続けます。当社グループにはガス機器修理の専門知識や技能を持つ修理スタッフ（800名規模）がいます。この強みを、水まわり修理等へ拡大し、これらの機会から当社グループのサービス・商材のご選択・ご利用に繋がっていく取り組みを進めています。

・LNGバリューチェーンの変革

Q7 海外事業の今後の展望に関して教えてください。

当社が主導的な事業運営を通じて発展させることができる重点成長分野（資源開発・LNGインフラ・再生可能エネルギー）への投資を加速します。また、CO₂ネット・ゼロ事業への取り組みを強化し、2030年代には脱炭素を含む成長分野にて利益をあげていきます。

Q8 指名委員会等設置会社に移行して、どのように変わったのか教えてください。

取締役会による監督と業務執行の役割が明確となり、一定の緊張感の下で、それぞれが役割を果たしています。取締役会では、経営方針や事業ポートフォリオなどの経営戦略に関する議論を活発に行うとともに、モニタリングに専念しています。業務執行については、執行役への大幅な権限委譲が進められたことから、意思決定のスピードアップに繋がっています。

Q9 ホールディングス型グループ体制へ移行して、期待される効果を教えてください。

ホールディングス型グループ体制への移行については、カンパニー・事業会社が自立的に事業遂行できるよう、市場や顧客に近いところで、迅速な意思決定や行動を可能とすることを志向しています。これにより、お客さま対応やお客さまへの提供サービスについても、質やスピードの向上が図れると考えています。

・その他

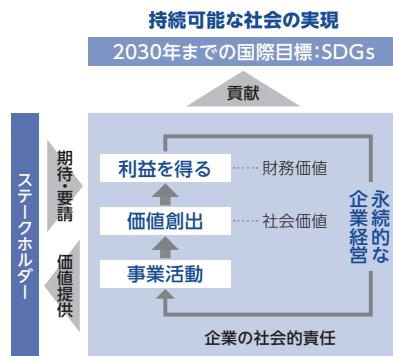
Q10 円安、資源高、国際情勢を踏まえた今後のLNG調達の方針を教えてください。

当社はこれまで、長期契約に基づく5カ国15プロジェクトからのLNG調達による調達先の分散化、自社LNG船団の活用やLNGトレーディング事業の拡大により、安定的なLNGの調達を図ってまいりました。今後も安定的で競争力のあるLNG調達のため、「①調達先」「②契約内容」「③LNGネットワーク」の多様化を推進してまいります。

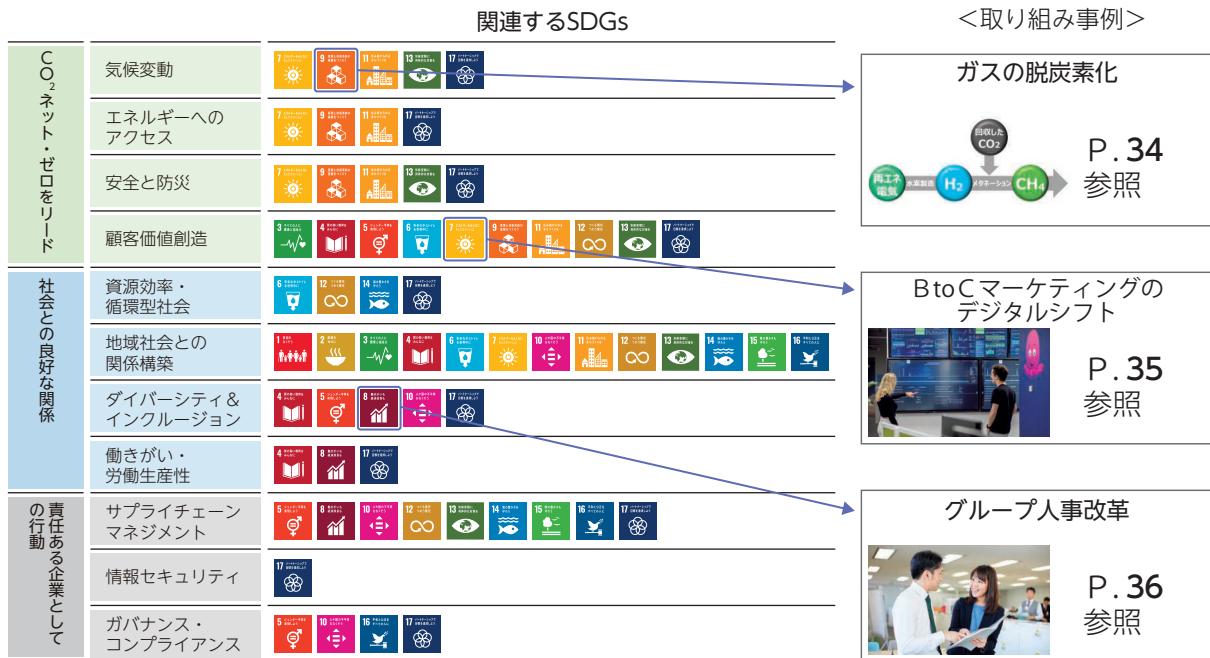
当社グループのサステナビリティとSDGs達成への貢献

当社グループでは、「事業活動を通じた社会課題の解決によって社会価値および財務価値を創出し、永続的な企業経営を行うことで、持続可能な社会の実現に貢献していくこと」をサステナビリティ推進の考え方としています。この考え方のもと、事業活動を通じてサステナビリティ上の重要課題（マテリアリティ）に取り組み、ESGを重視した経営とSDGsの達成に幅広く貢献していくことを目指しています。

<サステナビリティ推進の考え方>



<サステナビリティ上の重要課題（マテリアリティ）とSDGsとの関係>



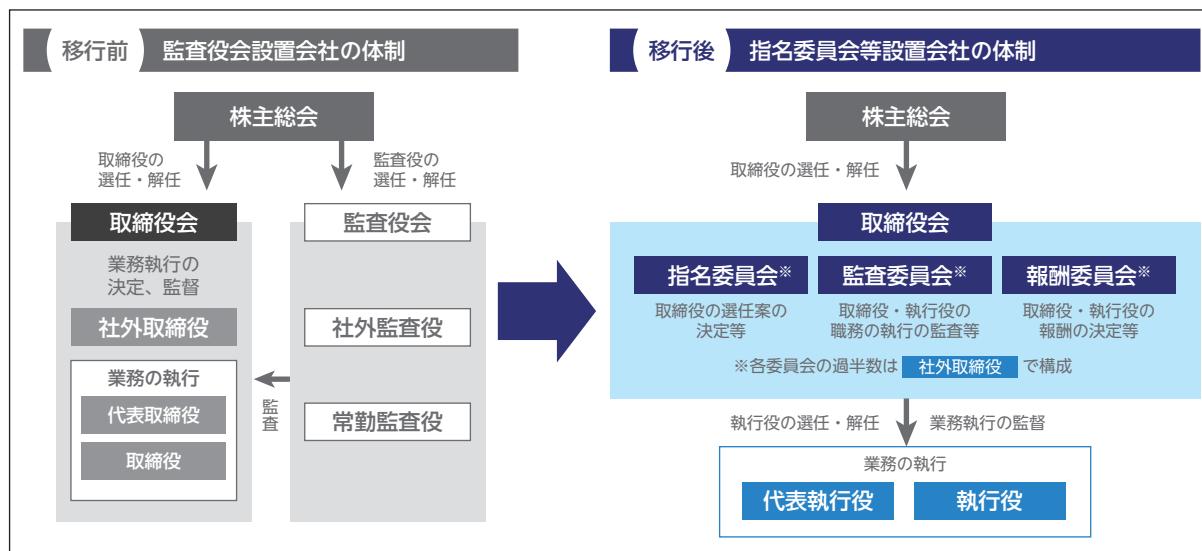
※上記関係は東京ガスグループの取り組みの変更に併せて適宜見直しを行っているものです。

※当社グループの取り組みの詳細は、サステナビリティレポート (<https://www.tokyo-gas.co.jp/sustainability/index.html>) をご参照ください。

コーポレート・ガバナンスの状況 (2022年3月31日現在)

当社では、創立以来の大変革を行うにあたり、「経営からの改革」が不可欠との認識の下、第221回定時株主総会での承認をもって「指名委員会等設置会社」に移行し、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

指名委員会等設置会社として、執行と監督の機能を明確に分離し、執行と取締役会という2つの経営主体を作ることによって経営に厚みを持たせ、環境変化や事業領域の拡大に対して、迅速な意思決定を行うとともに、取締役会による監督機能の強化を図り、企業価値の向上を目指してまいります。



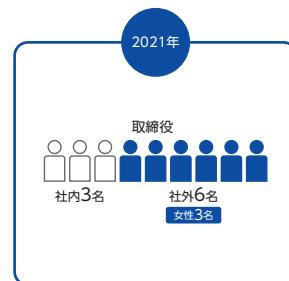
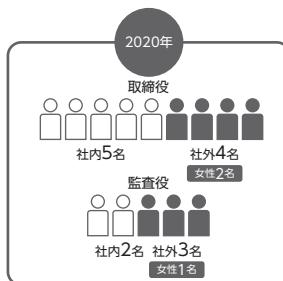
取締役会（当該事業年度の開催実績12回）

取締役会は、原則として毎月1回開催され、法令または定款等のほか、取締役会規則の定めるところにより、経営計画、経営方針その他当社の経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行っています。

また、業務執行に関わる意思決定を的確かつ迅速に行うため、業務執行に関わる権限を執行役社長に委任し、必要に応じてその執行状況を報告する体制としています。

現在、当社の取締役会は9名で構成され、うち6名が独立社外取締役です。

ガバナンスの充実・強化 取締役会の構成



指名委員会（当該事業年度の開催実績7回）

指名委員会は、取締役の選任・解任に関する株主総会の議案内容、執行役の選任・解任等に関する取締役会の議案内容の決定等を行います。



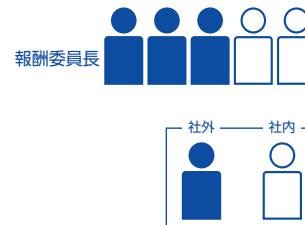
監査委員会（当該事業年度の開催実績11回）

監査委員会は、取締役および執行役の職務の執行の監査ならびに監査報告の決定、会計監査人の選任・解任および不再任に関する議案内容の決定等を行います。



報酬委員会（当該事業年度の開催実績3回）

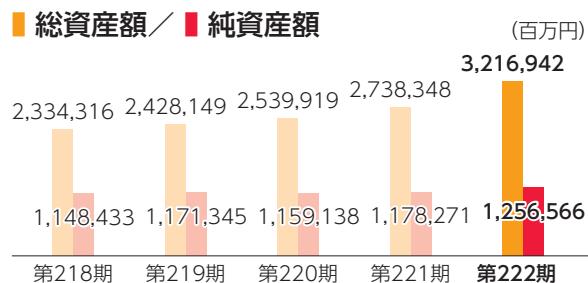
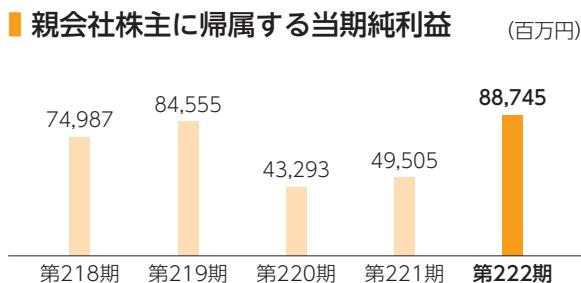
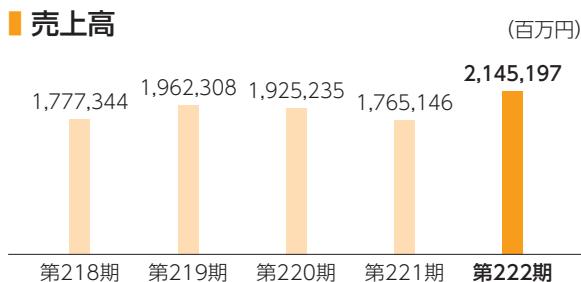
報酬委員会は、取締役および執行役の報酬等の方針を定め、その方針に従い、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容の決定等を行います。



(6) 財産および損益の状況の推移

区 分		第218期 (2018年3月期)	第219期 (2019年3月期)	第220期 (2020年3月期)	第221期 (2021年3月期)	第222期 (2022年3月期)
売上高	(百万円)	1,777,344	1,962,308	1,925,235	1,765,146	2,145,197
営業利益	(百万円)	116,302	93,704	101,418	77,675	117,777
経常利益	(百万円)	111,546	89,386	102,645	70,500	126,732
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	74,987	84,555	43,293	49,505	88,745
1株当たり当期純利益	(円)	164.12	187.60	97.86	112.26	201.84
総資産額	(百万円)	2,334,316	2,428,149	2,539,919	2,738,348	3,216,942
純資産額	(百万円)	1,148,433	1,171,345	1,159,138	1,178,271	1,256,566
1株当たり純資産額	(円)	2,487.58	2,575.99	2,602.53	2,616.37	2,791.95

(注) 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第218期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。



(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の 所有割合 (%)	主要な事業内容
Tokyo Gas America Ltd.	1,910,332千米ドル	100.00	米州における上流関連事業への出資
TOKYO GAS AUSTRALIA PTY LTD	1,311,590千米ドル	100.00	豪州における上流関連事業等への出資
TOKYO GAS ASIA PTE. LTD.	327,968千Sドル	100.00	東南アジアにおける中下流事業への出資
東京ガス不動産株式会社	11,894百万円	100.00	不動産の開発・賃貸・管理・仲介
東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社	10,000百万円	100.00	エネルギーサービスおよび 総合エンジニアリング事業
Tokyo Gas International Holdings B.V.	54,734千ユーロ	100.00	海外事業への出資
株式会社扇島パワー	5,350百万円	75.00	発電所の運営・管理
長野都市ガス株式会社	3,800百万円	89.22	都市ガス事業
プロミネットパワー株式会社	2,238百万円	100.00	再生可能エネルギー発電所の建設・運転・管理 および電力販売・供給
東京エルエヌジータンカー株式会社	1,200百万円	100.00	LNG・LPG輸送船の貸渡・外航海運業
東京ガスエネルギー株式会社	1,000百万円	66.60	L P G の 販 売
株式会社キャプティ	1,000百万円	60.00	ガス配管・給排水・空調 工事の設計・施工
東京ガスケミカル株式会社	1,000百万円	100.00	産業ガス・化成品の販売
東京ガスイース株式会社	450百万円	100.00	ガス機器およびガス工事に関するクレジット業務 ならびに各種リース業務
東京ガスiネット株式会社	400百万円	100.00	情報処理サービス事業
ティージェープラス株式会社	60百万円	100.00	LNGの調達および販売
株式会社ニジオ	47百万円	100.00	電力卸販売事業

(注) 1. 上記の重要な子会社17社を含む連結子会社および持分法適用関連会社は129社です。

2. 当社は、2022年4月1日付でガス導管事業等を吸収分割により東京ガスネットワーク株式会社に承継させました。同日現在の同社の状況は次のとおりです。

会社名	資本金	議決権の 所有割合 (%)	主要な事業内容
東京ガスネットワーク株式会社	10,000百万円	100.00	ガス導管事業およびこれに付随する事業

(8) 事業の譲渡、合併等の組織再編行為等の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な営業所など（2022年3月31日現在）

① 当社

本 社	(東京都港区)
支社・支店 事業部	東京中支店（東京都目黒区） 東京西支店（東京都立川市） 東京東支店（東京都荒川区） 千葉支社（千葉県千葉市） 埼玉支社（埼玉県さいたま市） 神奈川支社（神奈川県横浜市） 横浜支店（神奈川県横浜市） 川崎支店（神奈川県川崎市） 神奈川西支店（神奈川県相模原市） 日立支社（茨城県日立市） 群馬支社（群馬県高崎市） 宇都宮支社（栃木県宇都宮市） 茨城事業部（茨城県水戸市） つくば支店（茨城県つくば市）
導管事業部	中央導管事業部（東京都港区） 西部導管事業部（東京都世田谷区） 東部導管事業部（東京都荒川区） 北部導管事業部（東京都北区） 神奈川導管事業部（神奈川県横浜市）
LNG基地	根岸LNG基地（神奈川県横浜市） 袖ヶ浦LNG基地（千葉県袖ヶ浦市） 扇島LNG基地（神奈川県横浜市） 日立LNG基地（茨城県日立市）

② 重要な子会社

名 称	本社所在地	名 称	本社所在地
Tokyo Gas America Ltd.	アメリカン ヒューストン	東京エルエヌジータンカー株式会社	東京都港区
TOKYO GAS AUSTRALIA PTY LTD	オーストラリア パース	東京ガスエネルギー株式会社	東京都港区
TOKYO GAS ASIA PTE. LTD.	シンガポール	株式会社キャプティ	東京都墨田区
東京ガス不動産株式会社	東京都港区	東京ガスケミカル株式会社	東京都港区
東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社	東京都港区	東京ガスリース株式会社	東京都新宿区
Tokyo Gas International Holdings B. V.	オランダ アムステルダム	東京ガスiネット株式会社	東京都港区
株式会社扇島パワー	神奈川県横浜市	ティーjeeプラス株式会社	東京都港区
長野都市ガス株式会社	長野県長野市	株式会社ニジオ	東京都港区
プロミネットパワー株式会社	東京都港区		

(10) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事 業	従業員数 (前期末比増減)
ガ ス	5,286名 (△865名)
電 力	402名 (86名)
海 外	265名 (△9名)
エ ネ ル ギ ー 関 連	5,010名 (△185名)
不 動 産	922名 (△93名)
そ の 他	3,849名 (816名)
全 社	963名 (89名)
合 計	16,697名 (△161名)

(注) 1. 従業員数は常勤の就業員数であり、受入出向者を含み、出向者および臨時従業員を含みません。
2. 全社とは、一般管理部門を指します。

② 当社の従業員の状況

従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
5,958名（△924名）	42.6歳	17.4年

- (注) 1. 従業員数は常勤の従業員数であり、受入出向者を含み、出向者および臨時従業員を含みません。
2. 平均年齢および平均勤続年数には、受入出向者分は含みません。

(11) 主要な借入先および借入額（2022年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
シンジケートローン	81,406
信 金 中 央 金 庫	46,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	44,850
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	43,800
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	39,670
株 式 会 社 国 際 協 力 銀 行	37,673
農 林 中 央 金 庫	28,000
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	28,000
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	21,176
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	20,500

- (注) シンジケートローンの内訳は、株式会社みずほ銀行を幹事とする協調融資10,000百万円、JPMorgan Chase Bank, N.A.を幹事とする協調融資28,554百万円、三井住友信託銀行株式会社を幹事とする協調融資22,340百万円、株式会社千葉銀行を幹事とする協調融資18,900百万円、株式会社千葉銀行を幹事とする協調融資1,612百万円です。

2 株式に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	普通株式	1,300,000,000株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	440,996,559株
(3) 単元株式数		100株
(4) 株主数		110,015名
(5) 大株主		

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	71,097	16.17
日本生命保険相互会社	31,296	7.12
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	24,494	5.57
東京瓦斯グループ従業員持株会	8,967	2.04
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	7,725	1.76
富国生命保険相互会社	7,472	1.70
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 第一生命保険口	7,098	1.61
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	5,768	1.31
J P MORGAN CHASE BANK 385781	5,453	1.24
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	5,241	1.19

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (1,224,631株) を控除して計算しております。
 2. 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式数のうち223,800株については、当社の役員等向け株式交付信託の信託財産として保有する株式を含んでおります。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ①自己株式の消却 普通株式 1,439,500株
 消却価額の総額 3,604,608,765円
- ②事業年度末における保有自己株式 普通株式 1,224,631株
- ③当社は、2021年6月29日開催の報酬委員会において、当社の取締役、執行役に対し、当社の中長期の企業価値の向上に対するインセンティブ付与を目的として、信託を用いた株式報酬制度を導入することを決議しています。

3 新株予約権等に関する事項（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および執行役の氏名等（2022年3月31日現在）

①取締役

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
広瀬 道明	取締役会長	指名委員、報酬委員	
内田 高史	取締役	報酬委員	
中島 功	取締役	監査委員	
斎藤 一志	取締役（社外）	指名委員長、報酬委員	グローブシップ株式会社社外取締役
高見 和徳	取締役（社外）	報酬委員長、指名委員	株式会社エフエム東京社外取締役 株式会社ノジマ社外取締役 藤田観光株式会社社外取締役
枝廣 淳子	取締役（社外）	監査委員	有限会社イズ代表取締役 有限会社チェンジ・エージェント取締役会長 大学院大学至善館教授 株式会社下川シーズ代表取締役 株式会社未来創造部代表取締役
引頭 麻実	取締役（社外）	監査委員長	フジテック株式会社社外取締役 味の素株式会社社外取締役 AIGジャパン・ホールディングス株式会社社外取締役
野原 佐和子	取締役（社外）	指名委員、報酬委員	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長 第一三共株式会社社外取締役 京浜急行電鉄株式会社社外取締役
大野 弘道	取締役（社外）	監査委員	株式会社めぶきフィナンシャルグループ社外取締役

②執行役

氏名	地位	担当
内田 高史	代表執行役社長	
野畑 邦夫	代表執行役副社長	導管ネットワークカンパニー長
沢田 聡	代表執行役副社長	リビングサービス本部長 東京2020オリンピック・パラリンピック推進部
笹山 晋一	執行役専務	エネルギー需給本部長

- (注) 1. 監査の実効性を高めるため、当社における業務経験の豊富な中島功を常勤の監査委員に選定しております。
2. 取締役の中島功および大野弘道は、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
3. 執行役の各氏に重要な兼職はありません。
4. 代表執行役副社長の野畑邦夫は、2022年3月31日付で代表執行役副社長を退任いたしました。
5. 代表執行役副社長の沢田聡は、2022年4月1日付で担当がカスタマー&ビジネスソリューションカンパニー長へと変更になりました。
6. 執行役専務の笹山晋一は、2022年4月1日付で代表執行役副社長に就任し、担当がCSOへと変更になりました。
7. 2022年4月1日付で、糟谷敏秀が執行役専務に就任し、担当が海外事業カンパニー長となりました。
8. 当社は、各社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任について、職務の執行につき善意でかつ重過失がないときは会社法第425条第1項の定める額を限度とする契約を締結しております。
9. 当社は、各取締役および各執行役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約では、職務の執行について悪意または重過失がないことを条件に同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲において当社が補償することとしております。
10. 当社は、保険会社との間で、取締役、執行役、執行役員および社外派遣役員*を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該D&O保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が支払う損害賠償金や訴訟費用等を填補することとし、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等については填補されない等の免責事由があります。
- ※当社から出向または兼務により、子会社や出資先等の社外の取締役・監査役・執行役員を担う者のうち、一定要件に該当する者。
11. 当社と重要な兼職先との間に特別の関係はありません。

(2) 取締役、監査役および執行役の報酬等の総額
(指名委員会等設置会社移行前および移行後を合わせて記載)

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	インセンティブ報酬		株式報酬	
			基本報酬	業績連動報酬		
			月例報酬	賞与		
取締役 (うち、社外取締役)	279 (76)	207 (63)	11 (-)	42 (8)	17 (4)	12 (6)
監査役 (うち、社外監査役)	27 (9)	27 (9)	- (-)	- (-)	- (-)	5 (3)
執行役 (業務執行を担う 取締役を含む)	158	130	-	-	28	4

- (注) 1. 当社は、第221回定時株主総会での承認をもって、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行いたしました。「取締役」の報酬等には、第221回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名の分が含まれています。そのうち執行役に就任した2名については、移行後の報酬等を「執行役」として記載しています。
2. 監査役5名は、第221回定時株主総会終結の時をもって退任しており、「監査役」の報酬等は、2021年4月1日から同年6月29日までの在任期間に係るものです。そのうち取締役に就任した3名については、移行後の報酬等を「取締役」として記載しています。
3. 「執行役」の報酬等は、移行後に就任した4名の2021年6月29日から2022年3月31日までの在任期間に係るものです。そのうち取締役に兼務する1名については、移行前の報酬等を「取締役」として、移行後の報酬等を「執行役」として記載しております。
4. 当社は、2021年6月29日開催の報酬委員会の決議より非金銭報酬として株式報酬制度を導入しており、株式報酬の金額は、2021年6月29日から2022年3月31日までの費用計上額を記載しております。

(3) 役員報酬に関わる基本方針

当社は、2021年6月29日開催の報酬委員会において、以下のとおり「役員報酬に関わる基本方針」を決議しております。

当社は指名委員会等設置会社として、会社法に定める報酬委員会を設置するとともに、社外取締役の中から委員長を選定し、客観性・透明性を確保しつつ、役員（取締役および執行役）の個人別の報酬等を決定する。

(1) 役員の役割と報酬

役員に求められる役割は、短期及び中長期にわたる企業価値の向上を図ることであり、報酬はそのインセンティブとして有効に機能するものとする。

(2) 報酬の水準

報酬の水準は、役員の役割と責任および業績に報いるに相応しいものとし、経営環境の変化、外部専門機関の調査に基づく他社水準等を踏まえたものとする。

(3) 年間報酬の構成

年間報酬は「固定報酬（基本報酬）」と「インセンティブ報酬（賞与、株式報酬）」から構成する。

- ①基本報酬 役位別に定められた定額を、月例報酬として支給する。
- ②賞与 短期インセンティブ報酬として、役位別に定められた基準額に財務指標・非財務指標に対する期間業績の評価を反映し、年1回支給する。指標については毎年検討を行い、選定する。
- ③株式報酬 非金銭型の中長期インセンティブ報酬として、役位別に定められた基準額に応じてポイントを付与し、退職時にそのポイント数に応じて株式を交付する。

取締役の報酬は基本報酬および株式報酬、執行役（取締役を兼務するものを含む）の報酬は基本報酬、賞与および株式報酬で構成する。

構成割合については、取締役は基本報酬が90%程度、株式報酬が10%程度、執行役（取締役を兼務するものを含む）は基本報酬が65～70%、賞与が15～20%、株式報酬が10～20%程度とする。

なお、当該事業年度の役員の個人別の報酬等の内容に関し、指名委員会等設置会社移行前の報酬等については、移行前の「役員報酬に関わる基本方針」に基づき、業績指標を基礎としつつ、最重要課題であるコロナ禍における経営の安定確保の取り組み実績を踏まえ、2021年5月19日開催の諮問委員会において審議し、2021年5月20日開催の取締役会において承認決議しました。移行後の報酬等については、上記の「役員報酬に関わる基本方針」に基づき、2021年6月29日開催の報酬委員会において決定し、支給しました。

(4) 業績連動報酬に係る事項（指名委員会等設置会社移行前）

【月例報酬】

業績連動報酬については、目標達成に向けたインセンティブとして機能させるため、業務執行を担う取締役に対して、全社業績指標（①親会社株主に帰属する当期純利益（以下、当期純利益（連結））、②営業キャッシュフロー（連結）、③ROE（連結））の評価結果および各取締役の部門業績（個人別評価）を用いて報酬額を決定します。なお、全社業績指標と部門業績（個人別評価）の割合は、職責に応じた役位ごとに決定します。

<2020年度>	目標	実績	達成率
当期純利益（連結）	650億円	495億円	76.2%
営業キャッシュフロー（連結）	2,390億円	2,293億円	95.9%
ROE（連結）	5.4%	4.3%	79.6%

【賞与】

役員は最終的な利益に責任を持つという考え方から、取締役（社外取締役含む）に対して当期純利益（連結）の目標達成率を指標として用います。支給額は職責に応じた役位ごとに目標達成率に応じて決定します。

<2020年度>	目標	実績	達成率
当期純利益（連結）	650億円	495億円	76.2%

(5) 非金銭報酬に係る事項

当社は、中長期インセンティブ報酬として取締役および執行役に対して株式報酬を支給しています。具体的には、役位別に定められた基準額に応じてポイントを付与し、退職時にそのポイント数に応じて当社株式を交付する信託型株式報酬制度を導入しています。

(6) 社外役員に関する事項

社外取締役 氏名	取締役会および委員会 出席状況 (◎は委員長)	主な活動状況
斎藤 一 志	取締役会 12/12回 (100%) ◎指名委員会 7/7回 (100%) 報酬委員会 3/3回 (100%)	<p>不動産業の役員として培われた広い視野と高い見識に基づく経営能力、特に海外事業において育まれたグローバルなビジネス感覚から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行うとともに、独立した立場から執行役等の職務執行を監督し、当社の業務執行および取締役会の審議・決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。また、指名委員長、報酬委員を務め、取締役会の構成の考え方や執行役等の報酬体系の検討・決定を行うなど、各委員会の実効性向上に努めています。</p>
高見 和 徳	取締役会 12/12回 (100%) 指名委員会 7/7回 (100%) ◎報酬委員会 3/3回 (100%)	<p>電機産業の役員として培われた広い視野と高い見識に基づく経営能力、特に家電事業において育まれた消費者目線からのマーケティング感覚から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行うとともに、独立した立場から執行役等の職務執行を監督し、当社の業務執行および取締役会の審議・決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。また、報酬委員長、指名委員を務め、執行役等の報酬体系や取締役会の構成の考え方の検討・決定を行うなど、各委員会の実効性向上に努めています。</p>
枝 廣 淳 子	取締役会 12/12回 (100%) 監査委員会 11/11回 (100%)	<p>ジャーナリスト、クリエイターとして培われたエネルギーとサステナビリティに関わる高度な知見と発信能力および豊富な地域実践体験および高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行うとともに、独立した立場から執行役等の職務執行を監督し、当社の業務執行および取締役会の審議・決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。また、監査委員を務め、内部統制システムの構築・運用状況等の監査を行うなど、委員会の実効性向上に努めています。</p>
引 頭 麻 実	取締役会 12/12回 (100%) ◎監査委員会 11/11回 (100%)	<p>金融分野におけるアナリスト、アドバイザーとして培われた高度で多様な経営分析・指導、監視機関の経験の中で育まれたリスク視点からのマネジメント感覚および高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行うとともに、独立した立場から執行役等の職務執行を監督し、当社の業務執行および取締役会の審議・決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。また、監査委員長を務め、内部統制システムの構築・運用状況等の監査を行うなど、委員会の実効性向上に努めています。</p>

社外取締役 氏名	取締役会および委員会 出席状況 (◎は委員長)	主な活動状況
野原 佐和子	取締役会 12/12回 (100%) 指名委員会 7/7回 (100%) 報酬委員会 3/3回 (100%)	IT分野の役員として培われた広い視野と高い見識に基づく経営能力、特にインターネットおよびデジタル・ビジネスに関する事業戦略のコンサルテーションの経験から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行うとともに、独立した立場から執行役等の職務執行を監督し、当社の業務執行および取締役会の審議・決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。 また、指名委員、報酬委員を務め、取締役会の構成の考え方や執行役等の報酬体系の検討・決定を行うなど、各委員会の実効性向上に努めています。
大野 弘道	取締役会 12/12回 (100%) 監査委員会 11/11回 (100%)	食品産業の役員として培われた広い視点と高い見識に基づく経営能力、特に、財務部門において育まれたグループ視点、リスク視点からのマネジメント感覚から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行うとともに、独立した立場から執行役等の職務執行を監督し、当社の業務執行および取締役会の審議・決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。 また、監査委員を務め、内部統制システムの構築・運用状況等の監査を行うなど、委員会の実効性向上に努めています。

- (注) 1. 当社は、各社外取締役を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ています。
2. 当社は、2021年6月29日開催の第221回定時株主総会での承認をもって、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行したため、指名委員会、監査委員会および報酬委員会の出席状況は同日以降の状況を記載しております。また、野原佐和子および大野弘道は、移行前は監査役であったため、取締役会の出席状況には監査役として出席した回数も含めて記載しています。なお、両氏は移行前に開催された監査役会（4回）に全て出席しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当 社	133	8
連 結 子 会 社	157	10
計	291	19

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当社における監査証明業務に基づく報酬には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。
2. 監査委員会は、当社の会計監査に関する会計監査人の監査計画の内容、報酬の算定根拠および従前の監査実績等を踏まえ、報酬等の額について検討を行い、会社法第399条第1項および第4項に基づく同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、TOKYO GAS AUSTRALIA PTY LTD、Tokyo Gas America Ltd.、TOKYO GAS ASIA PTE.LTD.およびTokyo Gas International Holdings B.V.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務（非監査業務）である、託送収支計算書に関する業務および無担保社債発行に伴うコンフォートレター作成業務等を委託しています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また監査委員会は、会計監査人の独立性、専門性、品質管理等を総合的に評価し、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など必要と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 株主還元方針

当社は、2021年9月29日開催の取締役会において、以下のとおり「株主還元方針」を決議しております。

経営の成果を、お客さまサービス向上と持続可能な社会の実現に振り向けるとともに、株主のみなさまに適切・タイムリーに配分します。

株主のみなさまには、配当に加え、消却を前提とした自社株取得を株主還元の一つとして位置付け、総還元性向（連結当期純利益に対する配当と自社株取得の割合）の目標を、2022年度に至るまで各年度5割程度とします。

また、配当については、安定配当を維持しつつ、中長期の利益水準を総合的に勘案し、成長に合わせて緩やかな増配を実現していきます。

上記方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、2022年4月27日開催の取締役会決議により、前期より5円増配の1株につき35円としました。この結果、中間配当（9月30日基準日配当）とあわせた年間配当額は1株につき65円となります。なお、効力発生日および支払開始日は、これまでよりも約1ヶ月早い、2022年6月6日です。併せて、同じく2022年4月27日開催の取締役会決議により、850万株または160億円を上限とする自己株式の取得を決定しております。

なお、当社は、2021年6月29日開催の第221回定時株主総会決議により、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能である旨を定款に定めています。

【参考】

■ 1株当たり年間配当額



※ 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っており、株式併合後の基準で換算した1株当たり年間配当額を記載しています。

総還元性向

$$= \frac{\text{年間配当総額} + \text{自社株取得額}}{\text{連結当期純利益}}$$

目標 ▶ 各年度5割程度

2021年度 ▶ 50.2% (予定)

7 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2022年3月23日開催の取締役会において、以下のとおり「株式会社の支配に関する基本方針」の改定を決議しております。

当社は上場会社であり、当社株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案が行われることも考えられますが、その場合に応じるか否かは、最終的には当社の株主さま全体のご意思に基づき決定されるべきものと考えています。しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的・方法等からみて企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあるものがあり、当社はこうした大量買付行為を不適切であると判断します。判断にあたっては、買付者の事業内容や将来の事業計画、並びに過去の投資行動等から、当該買付行為または買収提案による当社企業価値・株主共同の利益への影響を慎重に検討していきます。

当社としては、不適切な大量買付行為に対する最大の防衛策は「企業価値の向上」であると考えております。現在のところ、当社は具体的な買収の脅威にさらされておらず、いわゆる「買収防衛策」を予め導入することはいたしません。市場動向等を常に注視し、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じてまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 2022年3月31日現在

東京瓦斯株式会社

資産の部	
	百万円
固定資産	2,304,011
有形固定資産	1,569,373
製造設備	218,956
供給設備	578,394
業務設備	15,417
その他の設備	630,786
休止設備	316
建設仮勘定	125,501
無形固定資産	300,315
のれん	6,018
その他無形固定資産	294,296
投資その他の資産	434,322
投資有価証券	236,303
長期貸付金	48,653
退職給付に係る資産	5,864
繰延税金資産	44,230
その他投資	100,916
貸倒引当金	△1,647
流動資産	912,931
現金及び預金	179,769
受取手形、売掛金及び契約資産	330,540
リース債権及びリース投資資産	17,824
有価証券	10
商品及び製品	3,467
仕掛品	12,083
原材料及び貯蔵品	67,135
その他流動資産	305,814
貸倒引当金	△3,714
資産合計	3,216,942

負債の部	
	百万円
固定負債	1,361,180
社債	548,619
長期借入金	568,725
繰延税金負債	29,641
退職給付に係る負債	66,195
役員株式給付引当金	84
ガスホルダー修繕引当金	3,427
保安対策引当金	637
器具保証契約損失引当金	2,620
ポイント引当金	531
資産除去債務	27,692
その他固定負債	113,004
流動負債	599,195
1年以内に期限到来の固定負債	49,248
支払手形及び買掛金	76,229
短期借入金	6,385
未払法人税等	33,830
その他流動負債	433,501
負債合計	1,960,375
純資産の部	
	百万円
株主資本	1,190,767
資本金	141,844
資本剰余金	846
利益剰余金	1,051,600
自己株式	△3,524
その他の包括利益累計額	36,430
その他有価証券評価差額金	18,866
繰延ヘッジ損益	△11,904
為替換算調整勘定	32,545
退職給付に係る調整累計額	△3,076
非支配株主持分	29,368
純資産合計	1,256,566
負債純資産合計	3,216,942

連結損益計算書 2021年4月1日から2022年3月31日まで

東京瓦斯株式会社

費用		収益	
	百万円		百万円
売上原価	1,546,590	売上高	2,145,197
(売上総利益)	(598,607)		
供給販売費	415,506		
一般管理費	65,323		
(営業利益)	(117,777)		
営業外費用	40,444	営業外収益	49,399
支払利息	14,466	受取利息	1,032
デリバティブ損失	11,864	受取配当金	1,692
条件付取得対価に係る公正価値変動額	4,199	持分法による投資利益	3,725
雑支出	9,913	為替差益	14,550
		デリバティブ利益	13,725
		原材料売却益	6,817
		雑収入	7,855
(経常利益)	(126,732)		
特別損失	6,211	特別利益	6,344
減損損失	3,742	固定資産売却益	2,226
投資有価証券評価損	2,468	投資有価証券売却益	4,118
(税金等調整前当期純利益)	(126,865)		
法人税、住民税及び事業税	32,865		
法人税等調整額	3,724		
当期純利益	90,276		
非支配株主に帰属する当期純利益	1,530		
親会社株主に帰属する当期純利益	88,745		
合計	2,200,941	合計	2,200,941

計算書類

貸借対照表 2022年3月31日現在

東京瓦斯株式会社

資産の部	
	百万円
固定資産	1,779,060
有形固定資産	832,484
製造設備	222,612
供給設備	571,495
業務設備	12,300
附帯事業設備	7,292
休止設備	316
建設仮勘定	18,465
無形固定資産	134,015
特許権	6
借地権	1,783
のれん	1,021
ソフトウェア	120,743
その他無形固定資産	10,459
投資その他の資産	812,561
投資有価証券	51,356
関係会社投資	500,374
長期貸付金	21
関係会社長期貸付金	197,716
出資金	13
長期前払費用	17,347
前払年金費用	11,261
繰延税金資産	24,355
その他投資	11,792
貸倒引当金	△1,677
流動資産	528,331
現金及び預金	39,886
受取手形	597
売掛金	236,518
関係会社売掛金	53,274
未収入金	8,974
製品	131
原料	46,445
貯蔵品	12,563
前払金	4,585
前払費用	1,313
関係会社短期債権	62,755
その他流動資産	65,892
貸倒引当金	△4,605
資産合計	2,307,392

負債の部	
	百万円
固定負債	1,023,845
社債	544,998
長期借入金	397,778
関係会社長期債務	3,268
退職給付引当金	59,593
役員株式給付引当金	84
ガスホルダー修繕引当金	2,978
保安対策引当金	637
器具保証契約損失引当金	2,620
ポイント引当金	531
資産除去債務	324
その他固定負債	11,030
流動負債	471,596
1年以内に期限到来の固定負債	38,493
買掛金	37,912
未払金	43,022
未払費用	49,332
未払法人税等	16,448
前受金	7,440
預り金	10,373
関係会社短期借入金	138,157
関係会社短期債務	66,651
その他流動負債	63,764
負債合計	1,495,442
純資産の部	
	百万円
株主資本	798,204
資本金	141,844
資本金	141,844
資本剰余金	2,065
資本準備金	2,065
利益剰余金	657,819
利益準備金	35,454
その他利益剰余金	622,364
固定資産圧縮積立金	5,556
海外投資等損失準備金	1,017
原価変動調整積立金	141,000
別途積立金	339,000
繰越利益剰余金	135,790
自己株式	△3,524
自己株式	△3,524
評価・換算差額等	13,745
その他有価証券評価差額金	18,357
その他有価証券評価差額金	18,357
繰延ヘッジ損益	△4,612
繰延ヘッジ損益	△4,612
純資産合計	811,949
負債純資産合計	2,307,392

損益計算書 2021年4月1日から2022年3月31日まで

東京瓦斯株式会社

費用		収益	
	百万円		百万円
売上原価	679,848	ガス事業売上高	1,128,036
期首たな卸高	71	ガス売上	1,073,505
当期製品製造原価	654,125	託送供給収益	47,149
当期製品仕入高	27,254	事業者間精算収益	7,381
当期製品自家使用高	1,470		
期末たな卸高	131		
(売上総利益)	(448,188)		
供給販売費	360,286		
一般管理費	68,112		
(事業利益)	(19,789)		
営業雑費用	112,451	営業雑収益	143,581
受注工事費用	35,777	受注工事収益	36,471
その他営業雑費用	76,674	その他営業雑収益	107,109
附帯事業費用	658,523	附帯事業収益	649,772
(営業利益)	(42,169)		
営業外費用	26,956	営業外収益	23,022
支払利息	3,488	受取利息	605
社債利息	5,500	受取配当金	1,251
社債発行費償却	276	関係会社受取配当金	6,888
貸倒引当金繰入額	3,614	原材料売却益	7,898
為替差損	6,746	雑収入	6,377
雑支出	7,330		
(経常利益)	(38,234)	特別利益	2,117
		投資有価証券売却益	2,117
(税引前当期純利益)	(40,351)		
法人税等	10,800		
法人税等調整額	△1,282		
当期純利益	30,834		
合計	1,946,530	合計	1,946,530

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

東京瓦斯株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 穴戸通孝 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田村俊之 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 上原義弘 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京瓦斯株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

その他の事項

会社は、2021年6月29日開催の定時株主総会における定款変更の決議に基づき、同日付にて監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行している。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

東京瓦斯株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 穴戸通孝 ㊟

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田村俊之 ㊟

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 上原義弘 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京瓦斯株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第222期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載事項

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

その他の事項

会社は、2021年6月29日開催の定時株主総会における定款変更の決議に基づき、同日付にて監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行している。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会監査報告

監査報告書

当監査委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第222期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、内部統制システム（会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、監査計画、監査基準及び職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

なお、財務報告に係る内部統制については、執行役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ② 事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号イの基本方針）に対する意見については、取締役会における決議に際しての審議状況等を踏まえ、検討いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、国際情勢や感染症等により、経営環境の不確実性が高まっていることを踏まえた当社グループの対応について引き続き注視してまいります。

2022年5月16日

東京瓦斯株式会社 監査委員会

監査委員長 引頭 麻実

監査委員 枝廣 淳子

監査委員 大野 弘道

監査委員（常勤） 中島 功

(注) 監査委員引頭麻実、枝廣淳子及び大野弘道は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内

会場 東京瓦斯株式会社 東京ガスビル2階
東京都港区海岸一丁目5番20号

ご来場手段

A JR
山手線・京浜東北線

浜松町駅下車
南口改札 徒歩約5分

B 東京モノレール

浜松町駅下車
徒歩約5分

C 都営
浅草線・大江戸線

大門駅下車
B5出口
経由 徒歩約15分

D 新交通
ゆりかもめ

竹芝駅下車
出入口1
歩行者デッキ経由
徒歩約15分



(※)駐車場の用意はいたしておりませんので、あらかじめご了承ください。
工事のためB3出口が閉鎖される予定です。

株主総会会場
(東京ガスビル)



東京瓦斯株式会社

UD
FONT

ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC
www.fsc.org
FSC® C022915

法令および定款に基づくインターネット開示事項

内部統制システムの整備に関する基本方針 および運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

第222期（2021年4月1日～2022年3月31日）

東京瓦斯株式会社

事業報告の「内部統制システムの整備に関する基本方針および運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」に表示すべき事項に係る情報につきましては、法令および当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（www.tokyo-gas.co.jp）に掲載し、ご提供しております。

内部統制システムの整備に関する基本方針および運用状況の概要

当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制に関する取締役会の決議の内容（「内部統制システムの整備に関する基本方針」）の概要、およびその運用状況の概要は以下のとおりです。

I. 内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、2022年3月23日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の改定を決議し、以下のとおりいたしました。

東京ガス株式会社（以下、「当社」という。）は、経営理念のもと、適法性・健全性・透明性を確保しつつ、経営・執行責任の明確化、監督・監査機能の強化を図り、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行を推進することにより、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現する。

当社および子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、それぞれの自律性を尊重するとともに、全体最適の追求を共通の理念とすることにより、その永続的な発展を志向する。

上記を踏まえ、当社グループの業務の適正を確保するため、取締役会は内部統制システムの整備に関する基本方針を定める。本方針に基づき、執行役は当社グループにおける内部統制システムを実効的に構築・運用する役割と責任を負う。

(1) 当社グループの役員・使用人等の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基盤として「私たちの行動基準」を定め、遵守する。
- ② コンプライアンス活動の方針および体制を定め、継続的な啓発教育等によりコンプライアンス意識の醸成を図る。
- ③ 内部通報・相談窓口を当社グループ内外に設置するとともに、運用状況等を監査委員会に報告する。また、上記窓口を利用した者が、当該利用をしたことを理由として不利な扱いを受けないこととする。
- ④ 当社グループの内部統制に関する諸規則等を管理する組織を設置し、法令遵守、サイバーセキュリティの確保等を図る。
- ⑤ 当社グループの内部監査を分掌する部門（以下、「内部監査部門」という。）を設置し、業務執行の状況を効率的・効果的に監査する。内部監査部門は、監査結果を監査委員会および被監査子会社の取締役等に報告する。
- ⑥ 財務報告に係る内部統制の整備・運用とその有効性の評価に関する方針および体制を定め、財務報告の信頼性を確保する。
- ⑦ インサイダー取引防止および情報開示に関する方針および体制を定め、該当する情報の取扱いの適法性・適正性・迅速性を確保する。
- ⑧ 反社会的勢力の違法または不当な要求を毅然として拒否する等、「私たちの行動基準」に定め、適切な対応を図る。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 執行役の職務の執行に係る情報等について、文書および電磁的記録の取り扱いを定め、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態とする。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理方針」に従い、執行役社長を統括責任者とするリスク管理体制を構築・運用する。また、経営に重大な損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに執行役および監査委員に報告する体制とする。
- ② 災害、製造供給支障その他不測の非常事態が発生した場合の体制整備・事業継続計画を定め、迅速かつ適切な対応を図る。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社および重要な子会社の中長期経営計画・単年度経営計画の策定・進捗その他「取締役会規則」に定められた事項等について、取締役会に定期的に報告する。
- ② 経営に係る重要な事項について、執行役の合理的な意思決定を支援する会議体を設置し、必要に応じて多面的な検討を行う。また、当該会議体の諮問機関を設置し、投資・出資・融資に関する案件その他の重要な事項について、専門的な観点から答申を行う。
- ③ 業務執行に関する決定権限および職務分掌を定め、その責任と権限を明確化する。

(5) 当社グループの子会社における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社管理に関する方針および体制を定め、子会社の取締役等に内部統制システムの整備に関する基本方針の決定、その構築・運用を求めるとともに、子会社の株主総会付議事項の承認、その他の重要な事項の報告等を通して子会社を管理する。

(6) 監査委員会の職務を補助すべき使用人等に関する事項

- ① 監査委員会の職務を補助する専任組織を設置し、必要な使用人等を配置する。当該使用人等が監査委員会の指揮命令下で当該補助業務を円滑に行うことができる環境を整備する。
- ② 当該使用人等に関する人事関連事項の決定については、監査委員会の同意を得て行う。

(7) 監査委員会への報告に関する体制、および監査委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

- ① 当社グループの役員・使用人等は、法令に定めのある事項、監査委員会から報告を求められた事項等について、遅滞なく監査委員会または監査委員へ報告する。また、上記の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないこととする。
- ② 監査委員会の選定する監査委員が、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、および重要な情報を入手できることを保証する。
- ③ 監査委員が法令に基づき費用等の請求をした場合は、当該費用等を負担する。
- ④ 監査委員会が、内部監査部門、会計監査人および子会社の取締役等と連携することを含め、監査活動を実効的に実施できるよう措置を講じる。
- ⑤ 監査委員会からの求めがある場合、執行役社長は調査を実施し、その結果を監査委員会に報告する。

Ⅱ. 内部統制システムの運用状況の概要

(1) 当社グループの役員・使用人等の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社全体の内部通報・相談窓口として「東京ガスグループコンプライアンス相談窓口」をグループ内外に設置し、イントラネット等を通じて同窓口および内部通報者に対する不利益な扱いの禁止等の利用ルールを周知しております。

内部監査部門である監査部は、コンプライアンスのほか、業務の有効性や効率性、情報セキュリティ等につき、当社各部門および子会社を監査し、必要に応じて改善提言を行うとともに、監査結果は監査委員会および被監査子会社の取締役等に適宜報告しております。

代表執行役社長は「財務報告に係る内部統制の整備・運用とその有効性の評価に関する規則」を定め、適正かつ適切な内部統制の整備・運用に努めるとともに、評価結果について会計監査人の監査を受け、財務報告の信頼性を確保しております。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

重要な業務執行の決定またはその監督に係る決裁文書や議事録等については、「文書取扱規則」および「情報セキュリティ管理規則」等を定め、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧できる状態としております。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク統制規則」に具体的なリスク統制プロセスを定め、毎年、当社および子会社の事業に重要な影響を及ぼすリスクの見直しを行うとともに、リスク管理委員会およびリスク管理部門において管理状況の把握や対応策の検討を行っております。

大規模な災害・事故等の不測の事態に対しては、「非常事態対策規則」に従って体制を整備しており、当期は、5件の対応を行いました。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社および重要な子会社の経営計画の策定・進捗状況その他の事項等について、取締役会に対して定期的に報告を行っております。また、経営に係る重要な事項について、執行役および役付執行役員で構成される「経営会議」を設置し、定期的に審議等を行っております。

(5) 当社グループの子会社における業務の適正を確保するための体制

執行役は「子会社管理規則」に基づき、子会社から決算に関わる計算書類等の重要事項等の報告を受け、または事前承認を行っております。

(6) 監査委員会の職務を補助すべき使用人等に関する事項

監査委員会の職務を補助する専任組織として監査委員会室を設置し、4名を配置するとともに、補助業務を円滑に行うことができる環境を整備しております。また、当該使用人等の人事関連事項の決定については、監査委員会の同意を得て行っております。

(7) 監査委員会への報告に関する体制、および監査委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

当社グループの役員・使用人等は、法令に定めのある事項、監査委員会から報告を求められた事項等について、遅滞なく監査委員会または監査委員へ報告しております。

監査委員会の選定する監査委員に対し、経営会議、経営倫理委員会、リスク管理委員会等の重要な会議へ出席し適法性等の観点から意見を述べる機会、および重要な情報を入手できる機会を確保しております。

監査委員会と監査部、会計監査人および子会社取締役等との連携を含め、監査委員会の監査活動が実効的に実施できるよう必要な措置を講じております。当期、監査部は13回、会計監査人は7回、子会社監査役は6回、監査委員会または常勤の監査委員と情報・意見交換をしております。

連結株主資本等変動計算書

2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで

東京瓦斯株式会社
(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当 期 首 残 高	141,844	1,145	990,762	△3,907	1,129,845
会計方針の変更による累積的影響額			5,255		5,255
会計方針の変更を反映した当期首残高	141,844	1,145	996,018	△3,907	1,135,101
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△26,423		△26,423
親会社株主に帰属する当期純利益			88,745		88,745
自己株式の取得				△3,786	△3,786
自己株式の処分			△100	564	463
自己株式の消却			△3,604	3,604	-
連結子会社増加に伴う変動額			△3,033		△3,033
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△298			△298
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	/	/	/	/	/
当 期 変 動 額 合 計	-	△298	55,582	382	55,666
当 期 末 残 高	141,844	846	1,051,600	△3,524	1,190,767

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	その 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	22,990	△11,240	4,322	7,895	23,968	24,457	1,178,271
会計方針の変更による累積的影響額							5,255
会計方針の変更を反映した当期首残高	22,990	△11,240	4,322	7,895	23,968	24,457	1,183,526
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	/	/	/	/	/	/	△26,423
親会社株主に帰属する当期純利益	/	/	/	/	/	/	88,745
自己株式の取得	/	/	/	/	/	/	△3,786
自己株式の処分	/	/	/	/	/	/	463
自己株式の消却	/	/	/	/	/	/	-
連結子会社増加に伴う変動額	/	/	/	/	/	/	△3,033
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	/	/	/	/	/	/	△298
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△4,123	△664	28,222	△10,972	12,462	4,911	17,373
当 期 変 動 額 合 計	△4,123	△664	28,222	△10,972	12,462	4,911	73,040
当 期 末 残 高	18,866	△11,904	32,545	△3,076	36,430	29,368	1,256,566

連結注記表

東京瓦斯株式会社

2021年 4月 1日から

2022年 3月31日まで

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数等

連結子会社の数 113社

主要な連結子会社の名称 Tokyo Gas America Ltd.、TOKYO GAS AUSTRALIA PTY LTD.、TOKYO GAS ASIA PTE.LTD.、東京ガス不動産㈱、東京ガスエンジニアリングソリューションズ㈱、Tokyo Gas International Holdings B.V.、㈱扇島パワー、長野都市ガス㈱、プロミネットパワー㈱、東京エルエヌジータンカー㈱、東京ガスエネルギー㈱、㈱キャプティ、東京ガスケミカル㈱、東京ガスリース㈱、東京ガスiネット㈱、ティージープラス㈱及び㈱ニジオ

なお、新居浜LNG㈱、TGオクトパスエナジー㈱、山口由宇太陽光発電(同)については、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めることとしました。

(2) 非連結子会社の数等

非連結子会社の数 5社

主要な非連結子会社の名称 晴海エコエネルギー㈱、桃郷ソーラー(同)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金のうち持分に見合う額等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数等

持分法を適用した非連結子会社の数 0社

持分法を適用した関連会社の数 16社

持分法を適用した主要な会社等の名称

TOKYO TIMOR SEA RESOURCES INC.、GAS MALAYSIA BERHAD、Birdsboro Power Holdings II, LLC、芝パーク特定目的会社、Bajio Generating VOF

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称等

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

アークヒルズ熱供給㈱

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用の範囲から除外しています。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券については、次のとおりです。

満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっています。

その他有価証券で市場価格のない株式等以外のものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっています(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています)。

その他有価証券で市場価格のない株式等の評価は、移動平均法による原価法によ
っています。

②デリバティブの評価は、時価法によっています。

③棚卸資産（製品・原料・貯蔵品）の評価は、主として移動平均法による原価法
（連結貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によ
っています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産の減価償却の方法は、主として定率法（ただし、1998年4月1日以
降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物
附属設備及び構築物は定額法）を採用しています。

なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によ
っています。

②無形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5～10
年）に基づく定額法を採用しています。

また、探鉱・開発において資産として認識された支出については、主として生産
高比例法を採用しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金は、売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般
債権は貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討
し、回収不能見込額を計上しています。

②役員株式給付引当金は、信託を用いた株式報酬制度に基づき、当社が役員等に付
与するポイント数に相当する当社株式について、退任時等に交付する費用の支出
に備えるため、当期末において、役員等に割り当てられたポイントに応じた株式
の交付及び給付見込額を計上しています。

③ガスホルダー修繕引当金は、球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支
出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上していま
す。

④保安対策引当金は、ガス消費先の保安の確保に要する費用の支出に備えるための
引当金であり、空気抜き孔付き機器接続ガス栓において空気抜き孔の無いガス栓
に交換する作業等に要する費用の支出に備えるため、当期末後に要する費用の見
積額を個別に計上しています。

⑤器具保証契約損失引当金は、販売器具のメンテナンス保証契約履行に伴い、発生
する可能性のある損失に備えるため、損失の見積額を計上しています。

⑥ポイント引当金は、ポイントサービスの利用による費用の支出に備えるため、当
期末後に要する費用の見積額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

①ガス事業

ガス事業においては、主に都市ガスの販売及びLNGの販売をしています。都市ガ
スの販売においては、契約期間にわたり供給義務が発生し、供給の都度、履行義
務が充足されますが、ガス事業会計規則に基づき検針日基準により収益を計上し
ています。LNGの販売においては、液化天然ガス（LNG）の販売をしており、LNGの
引渡しにより履行義務が充足されることから、顧客に引渡しした時点で収益を計
上しています。

②電力事業

電力事業においては、電気の販売をしており、契約期間にわたり供給義務が発
生し、供給の都度、履行義務が充足されることから顧客に引き渡した時点で収益
を計上しています。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金は第三者のために

回収する金額に該当することから取引価格に含めず、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により算定しています。

③エネルギー関連事業

エネルギー関連事業においては、主にガス器具・ガス工事等の建設請負工事及びエネルギーサービスの提供をしています。建設請負工事においては、工期の長い契約については進捗度を見積り、進捗度に応じて一定期間にわたり収益を認識し、工期の短い契約については「収益認識に関する会計基準の適用指針（第95項）」の代替的な取り扱いに基づき完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。エン지니어リングソリューションにおいては、主にエネルギーサービスとしてガス・電気・蒸気等の販売をしており、契約期間にわたり供給義務が発生し、顧客に引き渡した時点で収益を計上しています。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①のれんの償却の方法及び期間

発生原因に応じて20年以内での均等償却を行っています。

②退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当期末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）に計上しています。

数理計算上の差異は、主として発生の翌期に一括費用計上しています。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっています。

4. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

これにより、電力事業に係る収益に関して、従来は検針日基準で収益を認識していましたが、期末時点で充足される当該履行義務を合理的に見積ることにより、引渡基準により収益を認識する方法に変更しています。一部のガス機器メンテナンスのサービス提供について、将来発生すると見込まれるメンテナンス費用を器具保証引当金として計上し、引当金繰入額を費用計上していましたが、当該サービスを履行義務と識別し、将来のサービス提供の対価として見込まれる金額を契約負債に変更しています。再生可能エネルギー発電促進賦課金は第三者のために回収する金額に該当することから収益認識における取引価格に含めず営業収益から負債科目に変更し、対応する再生可能エネルギー特別措置法に基づく納付金についても営業費用から当該負債科目に変更しています。ガス・電気等の購入金額に応じてポイントを付与し、将来利用されると見込まれる金額をポイント引当金として計上し、引当金繰入額を費用計上していましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、将来のサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を契約負債に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過適な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首

より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しています。

この結果、利益剰余金の当期首残高は5,255百万円増加し、当連結会計年度の売上高が47,090百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ4,361百万円増加しています。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「固定負債」に表示していた「器具保証引当金」は当連結会計年度より「契約負債」として「その他流動負債」に含めて表示することとし、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「固定負債」に表示していた「ポイント引当金」の内、収益認識会計基準等における契約負債に該当する金額について当連結会計年度より「契約負債」として「その他流動負債」に含めて表示することとしました。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

5. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

主要な財又はサービスに分解した分析は、次のとおりです。

(単位：百万円)

報告セグメント	主要な財・サービス	顧客との契約から生じる収益	その他の収益	外部顧客への売上高	備考
ガス	都市ガス	1,103,454	—	1,103,454	
	その他	130,797	44,703	175,501	(注1) (注2)
	小計	1,234,251	44,703	1,278,955	
電力	—	465,066	—	465,066	
海外	—	80,257	—	80,257	
エネルギー関連	ガス器具・ガス工事等	150,538	—	150,538	
	エンジニアリングソリューション	117,197	—	117,197	
	リース	—	6,443	6,443	
	その他	4,030	—	4,030	
	小計	271,767	6,443	278,211	
不動産	—	4,624	27,570	32,194	その他の収益は主に不動産賃貸収益
その他	—	10,513	—	10,513	船舶事業等
計		2,066,479	78,717	2,145,197	

(注1) 「ガス」の主要な財・サービスの「その他」は、主にLNG販売・トレーディングです。

(注2) 「ガス」の「その他」のその他の収益は、トレーディングに係る売上高及び外部企業からの受取配当金です。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載しています。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	198,949
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	304,728
契約資産（期首残高）	4,223
契約資産（期末残高）	1,917
契約負債（期首残高）	36,095
契約負債（期末残高）	23,521

契約資産は、当社及び連結子会社において、ガス器具・ガス工事等の建設請負工事における履行義務の充足に伴い収益を認識したが、期末日時点で未請求のサービスに係る対価に関するものです。契約資産は、工事完了に伴い対価に関する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えます。

契約負債は、当社及び連結子会社において、主にガス器具・ガス工事等の建設請負工事および機器メンテナンス契約に基づき顧客から受け取った前受金に関するもの、並びにガス・電気等の購入金額に応じたポイントに関するものです。契約負債は、建設請負工事の完了および機器メンテナンスの完了に伴い履行義務が充足されること、及び付与したポイントについては将来のサービスとの交換により取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は17,831百万円です。当期中の契約負債の残高の重要な変動の要因としては、当連結会計年度に非連結子会社を連結子会社化したことにより、内部取引として消去されたことです。

②残存履行義務に配分した取引価格

(単位：百万円)

履行義務の種類	当連結会計年度 (2022年3月31日)	予想される充足見込み 時期に関する説明
LNG販売	456,168	1年以内に約20%が充足し、1年超5年以内に約50%が充足する見込みです。
ガス器具・ガス工事等の建設請負工事	51,034	概ね1年以内に充足する見込みです。
ガス機器メンテナンスサービス	8,459	3年で約70%が充足し、10年以内に全て充足する見込みです。
ガス・電気等の購入金額に応じたポイントプログラム	1,693	3年以内に充足する見込みです。

当社及び連結子会社では、ガス・電力・エンジニアリングソリューションの販売において残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、現在までに履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有していることから、収益認識に関する会計基準の適用指針第19項に従って、請求する権利を有している金額で収益を認識しているため、注記の

対象に含めていません。

当社及び連結子会社では、ガス器具・ガス工事等の建設請負工事において、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めていません。

6. 会計上の見積りに関する注記

(1) 海外子会社における固定資産の減損および投資有価証券の評価

①当期の連結計算書類に計上した金額

362,671百万円（東京ガスアメリカグループ及び東京ガスオーストラリアグループにおける固定資産及び投資有価証券の帳簿価額）

②その他の情報

(イ) 算出方法

資産のグルーピングは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行うこととされています。海外子会社における資産のグルーピングは、管理会計上の区分や投資の意思決定を行う際の単位等を考慮してプロジェクト（以下、PJという）の単位で減損の兆候の判定を行っています。そして、減損の兆候が生じている資産又は資産グループについて、回収可能性を検討し、将来キャッシュ・フローの見積りに基づいて、回収可能価額まで減損処理をしています。

海外子会社が有する投資有価証券は、関連会社への出資を通して事業参画しており、その多くは市場価格のない株式で、持分法を適用しています。参画時の将来計画と比べて実績が下方に乖離している等、減損の兆候が生じている株式は、将来キャッシュ・フローの見積りに基づく企業価値から投資有価証券を時価評価し、回復可能性があると判断された銘柄を除き、実質価額まで減損処理をしています。

(ロ) 主要な仮定

海外事業における減損の兆候が存在するかどうか、また減損損失を認識するかどうかの判定及び正味売却価額、使用価値、公正価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは、各PJの経営環境などの外部要因に関する情報や各PJが用いている内部の情報（事業計画、予算など）を使用し、資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮し見積っています。当該見積りには、売上高に影響する販売量、原油価格、ガス価格、為替レート、埋蔵量予測等の将来見通し、需給予測を踏まえた市場の動向及び直近実績を反映した各種コストの見通し（上流資源の開発・生産計画や各種設備投資等含む）を用いています。

また、各PJの適用する割引率については、それぞれの国・地域のリスクフリーレートや類似企業の株式のリスク倍率（ β ）、マーケットリスク等を踏まえ、個別に設定した割引率で将来価値を評価しています。長期の将来キャッシュ・フローは、上記数値を基礎に、それぞれの国・地域のインフレ率の見込み等の仮定をおいて見積っています。

上記のうち、特に重要な仮定は、原油価格、ガス価格、為替レートの将来見通し、及び割引率です。

(ハ) 翌期の連結計算書類に与える影響

当期において、減損損失は計上していませんが、今後の経済情勢の変化によって将来見通しがさらに悪化した場合など、前提条件の変化によって見積りが変更されることにより、将来キャッシュ・フローに基づく回収可能価額が減少し、減損損失を計上する可能性があります。

(2) 棚卸資産（原料）の評価

①当期の連結計算書類に計上した金額 49,863百万円

②その他の情報

(イ) 算出方法

原材料及び貯蔵品に含まれる原料については取得価額により計上しています。原料調達契約には一定の期間ごとに価格を改定することが定められているものがありますが、価格改定時期を迎えても価格合意に至らず、売主と暫定的に合意した仮価格で取引したものを取得価額としているものがあります。

(ロ) 主要な仮定

上記の仮価格で取引している原料については、合意価格を見積もることが困難なため、仮価格を最新の合意価格の見積りとして計上しています。

(ハ) 翌期の連結計算書類に与える影響

仮価格で取引している原料調達契約につき価格合意に至った場合には、仮価格との差額が生じる可能性があり、その場合には合意内容に基づいて売上原価および棚卸資産（原材料及び貯蔵品）の計上額に影響が生じることになります。

(3) 退職給付に係る負債の算定

①当期の連結計算書類に計上した金額 66,195百万円

②その他の情報

(イ) 算出方法

当社グループには、確定給付制度を採用している会社が存在します。確定給付制度の退職給付に係る負債及び関連する勤務費用は、数理計算上の仮定を用いて退職給付見込額を見積り、割り引くことにより算定しています。

(ロ) 主要な仮定

退職給付債務の算定に用いる数理計算上の仮定には、割引率、期待運用収益率等の様々な計算基礎があります。なお、当期末の退職給付に係る負債の算定に用いた主要な数理計算上の仮定は、割引率は主として0.5%、期待運用収益率は主として2.0%です。

(ハ) 翌期の連結計算書類に与える影響

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要になった場合、翌期以降の連結計算書類において認識する退職給付に係る負債及び退職給付費用の金額に重要な影響を与える可能性があります。

退職給付に係る負債の算定において、主要な仮定の変化が当期末の退職給付に係る負債に与える感応度は以下のとおりです。マイナス（△）は退職給付に係る負債の減少を、プラスは退職給付に係る負債の増加を表しています。感応度分析は主たる計上会社である東京ガス株式会社の退職給付引当金について、分析の対象となる数理計算上の仮定以外のすべての数理計算上の仮定が一定であることを前提としています。

当期末（2022年3月31日）

	数理計算上の仮定の変化	退職給付に係る負債への影響額
割引率	0.1%の減少	+3,606百万円
	0.1%の増加	△3,523百万円
期待運用収益率	0.1%の減少	+257百万円
	0.1%の増加	△257百万円

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産

(1) 資産の内容及びその金額

その他の設備	58,071百万円
建設仮勘定	49,420百万円
その他無形固定資産	137,137百万円
投資有価証券	16,494百万円
長期貸付金	26,634百万円
繰延税金資産	2,220百万円
その他投資	24,098百万円
現金及び預金	16,252百万円
受取手形、売掛金及び契約資産	536百万円
原材料及び貯蔵品	926百万円
その他流動資産（注）	57,703百万円

（注）主にデリバティブ取引に係る差入保証金

なお、担保に供している資産のうち一部の資産は、下記の（2）の担保に係る債務以外にデリバティブ取引の担保に供されています。

(2) 担保に係る債務の金額

長期借入金	110,660百万円
1年内返済予定の長期借入金	3,085百万円
その他流動負債	62百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

4,372,142百万円

3. 保証債務等

(1) 保証債務

29,410百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当期末発行済株式数 440,996,559株
2. 配当に関する事項
 - (1) 当期中に行った剰余金の配当に関する事項
 - ①2021年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しています。
 - ・普通株式の配当に関する事項
 - (イ) 配当金の総額 13,229百万円
 - (ロ) 1株当たり配当額 30円00銭
 - (ハ) 基準日 2021年3月31日
 - (ニ) 効力発生日 2021年6月30日
 - ②2021年10月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しています。
 - ・普通株式の配当に関する事項
 - (イ) 配当金の総額 13,193百万円
 - (ロ) 1株当たり配当額 30円00銭
 - (ハ) 基準日 2021年9月30日
 - (ニ) 効力発生日 2021年11月29日

(注) 配当金の総額に、株式交付信託に係る信託口が保有する当社の株式に対する配当金6,738千円が含まれています。
 - (2) 当期末日後に行う剰余金の配当に関する事項
2022年4月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しています。
 - ・普通株式の配当に関する事項
 - (イ) 配当金の総額 15,392百万円
 - (ロ) 配当の原資 利益剰余金
 - (ハ) 1株当たり配当額 35円00銭
 - (ニ) 基準日 2022年3月31日
 - (ホ) 効力発生日 2022年6月6日

(注) 配当金の総額に、株式交付信託に係る信託口が保有する当社の株式に対する配当金7,833千円が含まれています。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当社グループは、主にガス事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を調達（主に社債発行や銀行借入）しています。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を短期社債（コマーシャル・ペーパー）の発行等により調達しています。デリバティブは、主に後述するリスクを回避するために行っており、投機目的のための取引は行っていません。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。投資有価証券等は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。社債及び借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で48年6ヶ月後です。当社グループは変動金利の借入も行っており、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち一部はデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしています。
デリバティブ取引については、為替変動リスク、商品価格及び原料購入価格の変動リスク並びに金利変動リスクを軽減するため、為替予約、商品スワップ及び金利スワップ等の各デリバティブ取引を実施しています。また、トレーディング事業を

営む子会社においては、商品先渡取引及び商品スワップ取引等を実施しています。なお、為替予約、商品スワップ及び金利スワップ等のデリバティブ取引を利用するに当たって、ヘッジ会計の適用要件を満たすものについては、ヘッジ会計を適用しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、各社ごとの与信管理方針に従い、営業債権について、取引先ごとの残高管理等を定期的に行う体制としています。

デリバティブ取引については、カウンターパーティーリスクを軽減するために、投資適格以上の格付けを条件に取引を行っています。

当連結会計年度の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒されている金融資産の連結貸借対照表価額により表されています。

②市場リスク（商品、為替及び金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジしています。また、当社及び一部の連結子会社は、社債及び借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しています。

投資有価証券等については、定期的の時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

デリバティブ取引については、当社においては取締役会で承認された「リスク管理方針」に従って個別案件ごとに実施計画を策定し、職責権限の定めによる決裁を経た上で実施しています。実施・管理体制としては、組織内での取引の執行課所と管理課所を分離してチェック機能を働かせています。連結子会社においては、金額（最大リスク額）によって取締役会の決議又は社長の決裁を受けるとともに「子会社管理規則」に基づき当社の事前承認を受けることを義務付けています。デリバティブの利用については、為替予約、商品先渡取引、商品スワップ及び金利スワップの各取引は、市場における価格変動によって発生する市場リスクを有していますが、ヘッジ対象のキャッシュ・フローを固定化する効果があるか、又は相場変動を相殺する効果があります。なお、子会社が実施しているトレーディング事業についても、前述のとおり「リスク管理方針」に従って実施計画を策定のうえ、取引の執行箇所と管理課所を分離した実施・管理体制を整備し、チェック機能を働かせています。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び連結子会社は、月次に資金繰り計画を作成する等の方法により入出金予定を管理し、常に安定的な資金繰り運営に努めています。また当社グループは、グループ資金管理にCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しており、当社がこれを統括しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めていません（(注)2参照）。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	44,732			44,732
資産計	44,732			44,732
デリバティブ取引(*1)				
通貨関連		2,173		2,173
商品関連		△19,803	17,725	△2,077
金利関連		△167		△167
デリバティブ取引計		△17,796	17,725	△71

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しています。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(単位：百万円)

区分	時価				連結貸借対照表 計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
投資有価証券 子会社株式及び 関連会社株式	29,263				13,670	15,593
資産計	29,263				13,670	15,593
社債(*2)		(543,388)		(543,388)	(548,619)	5,231
長期借入金(*2)		(631,221)		(631,221)	(617,698)	△13,523
負債計		(1,174,609)		(1,174,609)	(1,166,317)	△8,292

(*1) 負債に計上されているものについては()で示しています。

(*2) 社債、長期借入金には、1年以内に期限到来の固定負債をそれぞれ含めて表示しています。

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

(2) 社債

当社グループの発行する社債の時価は、元利金の合計額を当社グループ社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっており、レベル2の時価に分類しています。当社グループの変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされているものについては（下記(4)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっています。

(4) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価の算定においては、主に取引先金融機関から提示された価格及び割引現在価値等に基づき算定しています。観察可能なインプットのみを用いて価格を算定している場合、もしくは観察できないインプットを用いて価格を算定している場合、もしくは観察できないインプットを用いて価格を算定している場合はレベル2の時価に分類しています。重要な観察できないインプットを用いて価格を算定している場合はレベル3の時価に分類しており、商品先渡取引等がこれに含まれます。市場で観察できないインプットとしては、原油価格見通しがあります。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています（上記(3)参照）。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の「投資有価証券」には含まれていません。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (2022年3月31日)
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式等(*1)	79,547
その他有価証券 非上場株式等(*1) 組合出資金等(*2)	93,173 4,785

(*1) 非上場株式については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（開発中の土地を含む。）を有しています。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時価
162,363	587,711

(注1)連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2)当期末の時価は、主として不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額です。

【一株当たり情報に関する注記】

1. 一株当たり純資産額

2,791円95銭

2. 一株当たり当期純利益

201円84銭

【重要な後発事象に関する注記】

1. 自己株式の取得

当社は、2022年4月27日に開催した取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行うことを決議しました。

自己株式取得の内容は次のとおりです。

- ・取得する株式の種類 当社普通株式
- ・取得する株式の総数 850万株（上限：発行済株式総数に対する割合 1.9%）
- ・株式の取得価額の総額 16,000百万円（上限）
- ・取得する期間 2022年5月9日から2022年9月30日まで

2. 子会社株式の譲渡

当社は2022年4月25日付で、100%出資子会社の東京ガスリキッドホールディングス株式会社が保有する東京ガスエネルギー株式会社及び東京ガスLPGターミナル株式会社の全株式について、岩谷産業株式会社へ譲渡することに合意し、同社と株式売買契約を締結しました。なお、本株式譲渡は、2022年6月までに完了する予定です。

①株式譲渡の理由

東京ガスエネルギー株式会社は首都圏を中心にLPGガス卸売・小売事業を展開しており、東京ガスLPGターミナル株式会社は根岸においてLPGガス貯蔵・出荷事業を展開しています。

当社の最適な事業ポートフォリオの構成、及び本事業を取巻く環境を勘案した結果、今般以下の連結子会社の全株式を岩谷産業株式会社に譲渡することが適切であると判断しました。

②株式譲渡の相手先の名称

岩谷産業株式会社

③株式譲渡の時期

2022年6月（予定）

④譲渡対象会社の名称及び事業内容

名称	事業の内容
東京ガスエネルギー株式会社	L P ガス卸売、L P ガス直売他
東京ガスL P Gターミナル株式会社	L P ガスの貯蔵・出荷事業

⑤譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡後の所有株式数

	東京ガスエネルギー株式会社	東京ガスL P Gターミナル株式会社
譲渡株式数	678,000株（所有割合66.6%）	980株（所有割合49.0%） 残りの51.0%は東京ガスエネルギー株式会社が所有しています。
譲渡価額	契約上の守秘義務により、開示を控えさせていただきます。	
譲渡後の所有株式数	0株（所有割合0%）	0株（所有割合0%）

【その他の注記】

1. 東京ガスネットワーク株式会社への会社分割（吸収分割）

当社は、当社が営むガス導管事業等を会社分割の方法によって2022年4月1日付で東京ガスネットワーク株式会社に承継させました（以下、「本会社分割」）。

①本会社分割の背景・目的

2015年6月改正のガス事業法に基づき、ガス導管事業の一層の中立性確保のため、特別一般ガス導管事業者である当社は、2022年4月よりガス製造事業・ガス小売事業とガス導管事業の兼業が禁止されます。

当社は、この法の要請に応えるため、2021年4月1日に当社の100%子会社である東京ガスネットワーク株式会社を分割準備会社として設立し、2022年4月1日を効力発生日として当社のガス導管事業等を同社に承継させる吸収分割契約を同社と締結しました。

②本会社分割の要旨

・本会社分割の日程

吸収分割契約の締結	取締役会（当社）	2021年4月28日
吸収分割契約の締結	取締役決定（承継会社）	2021年4月28日
吸収分割契約の締結		2021年4月28日
吸収分割契約の承認	定時株主総会（当社）	2021年6月29日
吸収分割契約の承認	臨時株主総会（承継会社）	2021年6月29日
吸収分割契約効力発生日		2022年4月1日

・本会社分割の方式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である東京ガスネットワーク株式会社を承継会社とする吸収分割です。

・本会社分割に係る割当ての内容

本会社分割に際し、承継会社である東京ガスネットワーク株式会社は、普通株式1,263万株を発行し、それらをすべて当社に対して割当て交付します。

・本会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権及び新株予約権付社債をいずれも発行していません。

・本会社分割により増減する資本金

当社の資本金に変更はありません。

・承継会社が承継する権利義務

承継会社は、当社との間で締結した2021年4月28日付の吸収分割契約の定めに従い、当社が営むガス導管事業及びこれに附帯する事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継します。

なお、本会社分割による承継会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとします。

また、当社の既存の公募社債に係る債務等については、承継会社へ承継しません。

・債務履行の見込み

当社及び承継会社ともに、本会社分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、現在のところ本会社分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は想定されていないことから、本会社分割後における当社及び承継会社の債務履行の見込みについては、問題ないと判断しています。

③分割する事業部門の概要

- ・分割する部門の事業内容
ガス導管事業及びこれに附帯する事業
- ・分割する部門の経営成績（2022年3月期実績）

分割する部門の事業内容	分割対象事業の売上高 (a)	当社単体の売上高 (b)	比率 (a/b)
ガス導管事業及び これに附帯する事業	88,651百万円	1,921,391百万円	4.6%

(注) 外部売上高を記載しています。

- ・分割する資産、負債の項目及び金額（2022年3月31日現在）

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	613,988百万円	固定負債	3,628百万円
流動資産	47,834百万円	流動負債	48,079百万円
合計	661,823百万円	合計	51,708百万円

④ 本会社分割後の当社の状況（2022年4月1日現在）

(1) 商号	東京瓦斯株式会社
(2) 所在地	東京都港区海岸一丁目5番20号
(3) 代表者の役職・氏名	代表執行役社長 内田 高史
(4) 事業内容	ガス製造事業、ガス小売事業 等
(5) 資本金	141,844百万円
(6) 決算期	3月31日

⑤ 本会社分割後の承継会社の状況（2022年4月1日現在）

(1) 商号	東京ガスネットワーク株式会社
(2) 所在地	東京都港区海岸一丁目5番20号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 野畑 邦夫
(4) 事業内容	ガス導管事業 等
(5) 資本金	10,000百万円
(6) 決算期	3月31日

2. 取締役、執行役及び執行役員に対する株式報酬制度

当社は、2021年6月29日開催の報酬委員会において、当社の取締役、執行役に対し、当社の中長期の企業価値の向上に対するインセンティブ付与を目的として、信託を用いた株式報酬制度を導入することを決議しています。また、執行役員に対しても、同様の株式報酬制度を導入することを別途決定しています（以下、両方の株式報酬制度を合わせて「本制度」、取締役、執行役及び執行役員を総称して「役員等」という。）。

本制度にかかる会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じています。

①取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が各役員等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各役員等に対して交付される、信託型の株式報酬制度です。

本制度に基づく当社株式の交付は、2022年3月末日で終了する事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度の間に在任する役員等に対して行います。なお、役員等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として役員等の退任時です。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しています。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、460百万円、223,800株です。

3. 減損損失関係

当期において、当社グループは、主として以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	金額
栃木県宇都宮市	不動産事業	有形固定資産（その他の設備（土地・建物・構築物））	1,164
茨城県日立市	不動産事業	有形固定資産（その他の設備（土地・建物・構築物））	911
東京都小金井市	不動産事業	有形固定資産（その他の設備（土地・建物・構築物））	653

当社グループでは、減損損失の算定に当たって、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っています。

不動産事業の土地・建物・構築物について、経営環境等を踏まえ事業価値の再評価を行い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しています。

なお、当資産グループの回収可能価額については、正味売却価額により測定しています。

4. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで

東京瓦斯株式会社
(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金							
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金					繰越利益剰余金合計	
				固定資産圧縮積立金	海外投資等損失準備金	原価変動調整積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	141,844	2,065	2,065	35,454	5,616	2,469	141,000	339,000	128,825	652,365	
会計方針の変更による累積的影響額									4,747	4,747	
会計方針の変更を反映した当期首残高	141,844	2,065	2,065	35,454	5,616	2,469	141,000	339,000	133,573	657,113	
当期変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩					△60				60		
海外投資等損失準備金の取崩						△1,452			1,452		
剰余金の配当									△26,423	△26,423	
当期純利益									30,834	30,834	
自己株式の取得											
自己株式の処分									△100	△100	
自己株式の消却									△3,604	△3,604	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	-	-	△60	△1,452	-	-	2,217	705	
当期末残高	141,844	2,065	2,065	35,454	5,556	1,017	141,000	339,000	135,790	657,819	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△3,907	792,368	22,408	△9,777	12,631	805,000
会計方針の変更による累積的影響額		4,747				4,747
会計方針の変更を反映した当期首残高	△3,907	797,116	22,408	△9,777	12,631	809,747
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩						-
海外投資等損失準備金の取崩						-
剰余金の配当		△26,423				△26,423
当期純利益		30,834				30,834
自己株式の取得	△3,786	△3,786				△3,786
自己株式の処分	564	463				463
自己株式の消却	3,604					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△4,051	5,164	1,113	1,113
当期変動額合計	382	1,088	△4,051	5,164	1,113	2,201
当期末残高	△3,524	798,204	18,357	△4,612	13,745	811,949

個別注記表

東京瓦斯株式会社

2021年 4月 1日から

2022年 3月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券については次のとおりです。

子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法による原価法によっています。その他有価証券で市場価格のない株式等以外のものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっています(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています)。

その他有価証券で市場価格のない株式等の評価は、移動平均法による原価法によっています。

② デリバティブの評価は、時価法によっています。

③ 棚卸資産(製品・原料・貯蔵品)の評価は、移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法を採用しています。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しています。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

② 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5~10年)に基づく定額法を採用しています。のれんは発生原因に応じて、20年以内での均等償却を行っています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金は、売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる金額を計上しています。数理計算上の差異は、発生の翌期に一括費用計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

③ 役員株式給付引当金は、信託を用いた株式報酬制度に基づき、当社が役員等に付与するポイント数に相当する当社株式について、退任時等に交付する費用の支出に備えるため、当期末において、役員等に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しています。

④ ガスホルダー修繕引当金は、球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しています。

⑤ 保安対策引当金は、ガス消費先の保安の確保に要する費用の支出に備えるための引当金であり、空気抜き孔付き機器接続ガス栓において空気抜き孔の無いガス栓に交換する作業等に要する費用の支出に備えるため、当期末後に要する費用の見積額を個別に計上しています。

- ⑥器具保証契約損失引当金は、販売器具のメンテナンス保証契約履行に伴い、発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見積額を計上しています。
 - ⑦ポイント引当金は、ポイントサービスの利用による費用の支出に備えるため、当期末後に要する費用の見積額を計上しています。
- (4) 収益及び費用の計上基準
- ①ガス事業
ガス事業においては、主に都市ガスの販売をしており、契約期間にわたり供給義務が発生し、供給の都度、履行義務が充足されますが、ガス事業会計規則に基づき検針日基準により収益を計上しています。
 - ②電力事業
電力事業においては、電気の販売をしており、契約期間にわたり供給義務が発生し、供給の都度、履行義務が充足されることから顧客に引き渡した時点で収益を計上しています。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金は第三者のために回収する金額に該当することから取引価格に含めず、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により算定しています。
 - ③LNG販売事業
LNG販売事業においては、液化天然ガス（LNG）の販売をしており、LNGの引渡しにより履行義務が充足されることから、顧客に引き渡した時点で収益を計上しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

これにより、電力事業に係る収益に関して、従来は検針日基準で収益を認識していましたが、期末時点で充足される当該履行義務を合理的に見積ることにより、引渡基準により収益を認識する方法に変更しています。一部のガス機器メンテナンスのサービス提供について、将来発生すると見込まれるメンテナンス費用を器具保証引当金として計上し、引当金繰入額を費用計上していましたが、当該サービスを履行義務と識別し、将来のサービス提供の対価として見込まれる金額を契約負債に変更しています。再生可能エネルギー発電促進賦課金は第三者のために回収する金額に該当することから収益認識における取引価格に含めず営業収益から負債科目に変更し、対応する再生可能エネルギー特別措置法に基づく納付金についても営業費用から当該負債科目に変更しています。ガス・電気等の購入金額に応じてポイントを付与し、将来利用されると見込まれる金額をポイント引当金として計上し、引当金繰入額を費用計上していましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、将来のサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を契約負債に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当期首の利益

剰余金に加減しています。

この結果、利益剰余金の当期首残高は4,747百万円増加し、当期の売上高が46,010百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ4,366百万円増加しています。

収益認識会計基準等を適用したため、前期の貸借対照表において、「固定負債」に表示していた「器具保証引当金」は当期より「契約負債」として「その他流動負債」に含めて表示することとし、前期の貸借対照表において、「固定負債」に表示していた「ポイント引当金」の内、収益認識会計基準等における契約負債に該当する金額について当期より「契約負債」として「その他流動負債」に含めて表示することとしました。

3. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載しています。

(3) 当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報

連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社投資（株式）の評価

①当期の計算書類に計上した金額

関係会社投資（株式） 498,568百万円

雑支出（関係会社株式評価損） 1,994百万円

②その他の情報

(イ) 算出方法

上記資産のうち、実質価額が投資額に対して著しく低下している場合には、回復可能性があるかと判断された銘柄を除き、実質価額まで評価損を計上しています。

(ロ) 主要な仮定

実質価額が投資額に対して著しく低下している関係会社投資（株式）の回復可能性の有無は、各関係会社の経営環境などの外部要因に関する情報や各関係会社が用いている内部の情報（事業計画、予算など）を使用し、判断しています。当該判断には、売上高に影響する販売量、市場価格等の将来見通し、需給予測を踏まえた市場の動向及び直近実績を反映した各種コストの見通しを用いています。

(ハ) 翌期の計算書類に与える影響

上記の判断は合理的なものであると認識していますが、予測不能な前提条件の変化などにより見通しが変化した場合には、評価損が発生する可能性があります。

(2) 棚卸資産（原料）の評価

①当期の計算書類に計上した金額 46,445百万円

②その他の情報

(イ) 算出方法 (ロ) 主要な仮定 (ハ) 翌期の計算書類に与える影響については、
連結計算書類に記載のとおりです。

(3) 退職給付引当金の算定

①当期の計算書類に計上した金額 59,593百万円

②その他の情報

(イ) 算出方法 (ロ) 主要な仮定 (ハ) 翌期の計算書類に与える影響については、
連結計算書類に記載のとおりです。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

投資有価証券 166百万円

関係会社投資 8,274百万円

長期貸付金 21百万円

その他の流動資産 5,647百万円 (主にデリバティブ取引に係る
差入保証金)

(担保に係る債務の金額 ー) (当社が出資する会社等の借入
金の担保に供しています。)

(2) 減価償却累計額

有形固定資産 3,568,486百万円

無形固定資産 57,585百万円

(3) 保証債務等

保証債務 85,018百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 307,259百万円

仕入高 588,919百万円

営業取引以外の取引高 17,725百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末自己株式数 1,448,431株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産 退職給付引当金

繰延税金負債 その他有価証券評価差額金

9. 関連当事者との取引に関する注記
子会社

会社名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
Tokyo Gas America Ltd.	所有 直接100.0	子会社	増資の引受 (注1)	43,352	—	—
TOKYO GAS PLUTO PTY LTD	所有 間接100.0	子会社	金融機関借入に対する債務保証(注2)	14,287	—	—
ティージーグローバルトレーディング(株)	所有 直接100.0	子会社	LNGの販売 (注3)	46,272	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)当社がTokyo Gas America Ltd.の実施した増資を1株につきUSD1,000で引き受けたものです。

(注2)プロジェクトの計画を十分考慮し、総合的に決定しています。

(注3)市場価格を考慮し、決定しています。

10. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,847円23銭
一株当たり当期純利益	70円12銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(1) 自己株式の取得

当社は、2022年4月27日に開催した取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行うことを決議しました。

自己株式取得の内容は次のとおりであります。

- ・取得する株式の種類 当社普通株式
- ・取得する株式の総数 850万株(上限;発行済株式総数に対する割合 1.9%)
- ・株式の取得価額の総額 16,000百万円(上限とします)
- ・取得する期間 2022年5月9日から2022年9月30日まで

12. その他の注記

(1) 東京ガスネットワーク株式会社への会社分割（吸収分割）

当社は、当社が営むガス導管事業等を会社分割の方法によって2022年4月1日付で東京ガスネットワーク株式会社に承継させました（以下、「本会社分割」）。

①本会社分割の背景・目的

2015年6月改正のガス事業法に基づき、ガス導管事業の一層の中立性確保のため、特別一般ガス導管事業者である当社は、2022年4月よりガス製造事業・ガス小売事業とガス導管事業の兼業が禁止されます。

当社は、この法の要請に応えるため、2021年4月1日に当社の100%子会社である東京ガスネットワーク株式会社を分割準備会社として設立し、2022年4月1日を効力発生日として当社のガス導管事業等を同社に承継させる吸収分割契約を同社と締結しました。

②本会社分割の要旨

・本会社分割の日程

吸収分割契約の締結	取締役会（当社）	2021年4月28日
吸収分割契約の締結	取締役決定（承継会社）	2021年4月28日
吸収分割契約の締結		2021年4月28日
吸収分割契約の承認	定時株主総会（当社）	2021年6月29日
吸収分割契約の承認	臨時株主総会（承継会社）	2021年6月29日
吸収分割契約効力発生日		2022年4月1日

・本会社分割の方式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である東京ガスネットワーク株式会社を承継会社とする吸収分割です。

・本会社分割に係る割当ての内容

本会社分割に際し、承継会社である東京ガスネットワーク株式会社は、普通株式1,263万株を発行し、それらをすべて当社に対して割当て交付します。

・本会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権及び新株予約権付社債をいずれも発行していません。

・本会社分割により増減する資本金

当社の資本金に変更はありません。

・承継会社が承継する権利義務

承継会社は、当社との間で締結した2021年4月28日付の吸収分割契約の定めに従い、当社が営むガス導管事業及びこれに附帯する事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継します。

なお、本会社分割による承継会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとします。

また、当社の既存の公募社債に係る債務等については、承継会社へ承継しません。

・債務履行の見込み

当社及び承継会社ともに、本会社分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、現在のところ本会社分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は想定されていないことから、本会社分割後における当社及び承継会社の債務履行の見込みについては、問題ないと判断しています。

③分割する事業部門の概要

・分割する部門の事業内容

ガス導管事業及びこれに附帯する事業

・分割する部門の経営成績（2022年3月期実績）

分割する部門の事業内容	分割対象事業の売上高 (a)	当社単体の売上高 (b)	比率 (a/b)
ガス導管事業及び これに附帯する事業	88,651百万円	1,921,391百万円	4.6%

(注) 外部売上高を記載しています。

・分割する資産、負債の項目及び金額 (2022年3月31日現在)

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	613,988百万円	固定負債	3,628百万円
流動資産	47,834百万円	流動負債	48,079百万円
合計	661,823百万円	合計	51,708百万円

④ 本会社分割後の当社の状況 (2022年4月1日現在)

(1) 商号	東京瓦斯株式会社
(2) 所在地	東京都港区海岸一丁目5番20号
(3) 代表者の役職・氏名	代表執行役社長 内田 高史
(4) 事業内容	ガス製造事業、ガス小売事業 等
(5) 資本金	141,844百万円
(6) 決算期	3月31日

⑤ 本会社分割後の承継会社の状況 (2022年4月1日現在)

(1) 商号	東京ガスネットワーク株式会社
(2) 所在地	東京都港区海岸一丁目5番20号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 野畑 邦夫
(4) 事業内容	ガス導管事業 等
(5) 資本金	10,000百万円
(6) 決算期	3月31日

(2) 取締役、執行役及び執行役員に対する株式報酬制度

当社は、2021年6月29日開催の報酬委員会において、当社の取締役、執行役に対し、当社の中長期の企業価値の向上に対するインセンティブ付与を目的として、信託を用いた株式報酬制度を導入することを決議しています。また、執行役員に対しても、同様の株式報酬制度を導入することを別途決定しています（以下、両方の株式報酬制度を合わせて「本制度」、取締役、執行役及び執行役員を総称して「役員等」という。）。

本制度にかかる会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じています。

①取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が各役員等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各役員等に対して交付される、信託型の株式報酬制度です。

本制度に基づく当社株式の交付は、2022年3月末日で終了する事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度の間在任する役員等に対して行います。なお、役員等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として役員等の退任時です。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しています。当期末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、460百万円、223,800株です。

(3) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。